

第3部 生活を立ち上げる

(災害復旧・復興計画)

第1章 都市基盤の復旧

被災地の復旧は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。被災の状況等を勘案しつつ、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興について早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、国が円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるとき、県・市が管理する重要物流道路や河川等の災害復旧工事や港湾施設の管理業務を行う等の支援を行う。

第1節 災害復旧計画の作成

【基本的な考え方】

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、または改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とする。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害復旧事業計画の策定	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	各担当課									
・この計画は災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討のうえ、次の事項について作成する。										
1	公共土木施設災害復旧事業計画									
2	農林水産業施設事業復旧計画									
3	都市災害復旧事業計画									
4	上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画									
5	住宅災害復旧事業計画									
6	社会福祉施設災害復旧事業計画									
7	公立医療施設、病院等災害復旧事業計画									
8	学校教育施設災害復旧事業計画									
9	社会教育施設災害復旧事業計画									
10	中小企業の振興に関する事業計画									
11	その他の災害復旧事業									

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
事業実施に伴う国の財政援助等	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	各担当課									
・災害復旧事業の実施に当たって、法律等により国が負担または補助する事業は、おおむね「被災者支援に関する各種制度の概要」のとおりである。										
▶関連－27 被災者支援に関する各種制度の概要										

第2節 激甚災害の指定

【基本的な考え方】

激甚災害指定については、災害対策基本法に規定する著しい激甚である災害に相当する被害を受けた場合に災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める必要がある。

ここでは激甚災害の指定を受けるために必要な措置、手続きの手順、激甚災害に係る復旧事業実施に伴う国の財政援助等について、その概要を述べる。

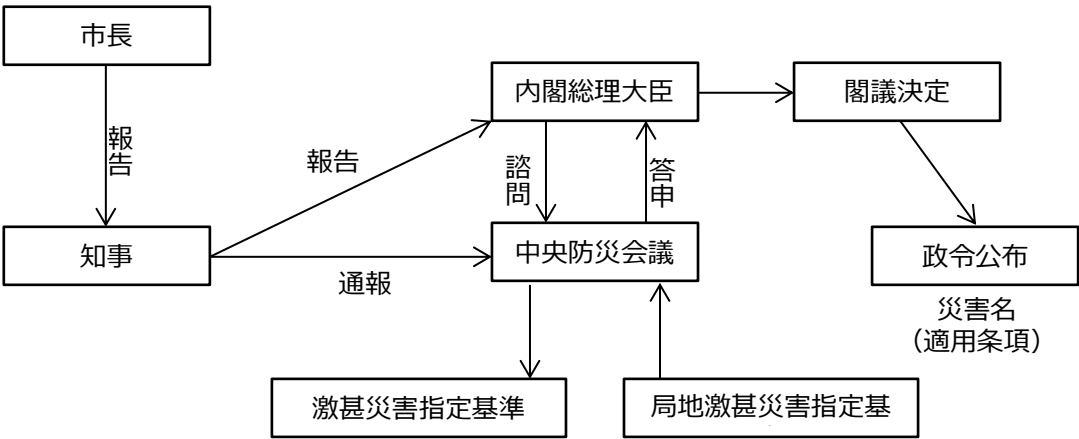
業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
激甚災害の指定	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	各担当課									

(1) 指定基準

激甚災害の指定基準については、「激甚災害指定基準」および「局地激甚災害指定基準」に示す。

(2) 指定手順

- ①市長は災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況およびこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- ②県知事は市長からの報告により、必要と認めた場合は、内閣総理大臣に報告する。
- ③内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めた場合は中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- ④中央防災会議は「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申する。
- ⑤内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。



第3編 公助編
第3部 生活を立ち上げる
第1章 都市基盤の復旧

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第5
激甚災害に関する調査報告		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		各担当課									
・被害状況等の報告は災害が発生した時点から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事について報告する。											
1	災害の原因										
2	災害が発生した時										
3	災害が発生した場所または地域										
4	被害の程度										
5	災害に対しとられた措置										
6	その他必要な事項										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第5
災害復旧に伴う財政援助の確保		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		各担当課									
・災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要を把握し、早期にその財源確保に努めるものとする。											
・また、市長は激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに関係調書等を作成し、国または県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。											
・激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次の＜激甚災害に関わる財政援助措置＞、＜局地激甚災害に係る財政援助措置＞のとおりである。											

＜激甚災害に関わる財政援助措置＞

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○公共土木施設災害復旧事業 ○公共土木施設災害関連事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム災害復旧事業 ○身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 ○障がい者支援施設等施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症指定医療機関災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	○農地等の災害復旧事業に関わる補助の特別措置 ○農林水産共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○天災による被害農林漁業者に対する貸金の融通に関する暫定措置の特例 ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ○共同利用小型漁船の建造費の補助 ○森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○中小企業者に対する資金の融資に関する特例
その他の財政援助および助成	○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○母子および寡婦福祉法による国の貸付の特例 ○水防資機材費の補助の特例 ○罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 ○雇用保険法による求職者給付に関する特例

＜局地激甚災害に係る財政援助措置＞

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○公共土木施設災害復旧事業 ○公共土木施設災害関連事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム災害復旧事業 ○身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 ○障がい者支援施設等施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症指定医療機関災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	○農地等の災害復旧事業に関わる補助の特別措置 ○農林水産共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○中小企業者に対する資金の融資に関する特例
その他の財政援助および助成	公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等。

第3節 住家等の被害認定調査・罹災証明書の発行

【基本的な考え方】

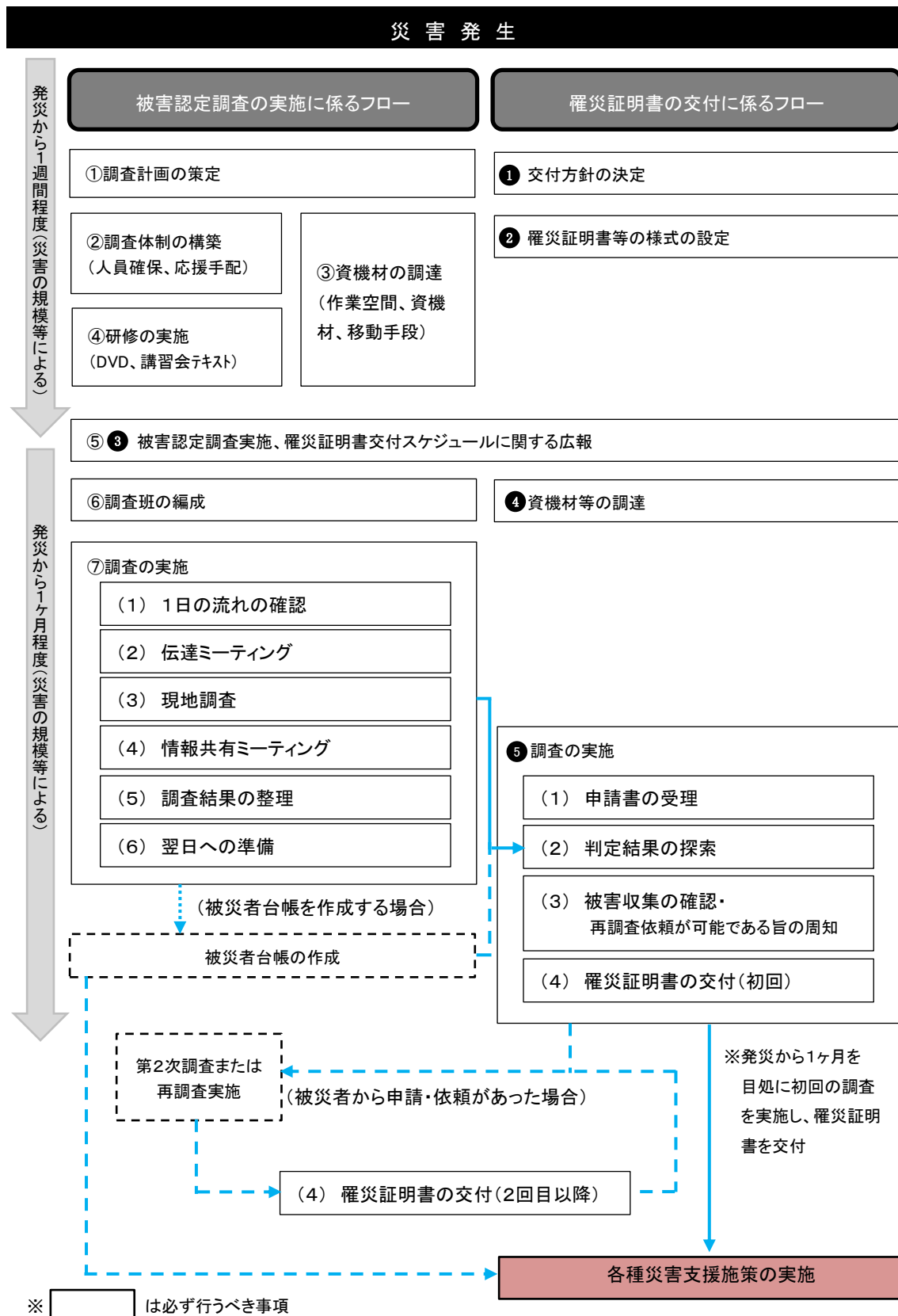
大規模災害が発生した時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、上水道、電気、ガス、電話などのライフライン(生活関連)施設の被害が重なり、被災者はきわめて精神的に不安定な状態におかれることとなる。

市をはじめとする防災関係機関は、都市としてのサービスの機能の低下を補うため、代替サービスの提供や応急的な復旧対策を講じるとともに、市民生活再建のための各種援助施策をあわせて行う必要がある。また、各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後早期に家屋の被害度合いを判定し、罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

ここでは災害により独力では克服することが困難な被害を受けた市民に対して、国・県・市等が行う市民生活安定のための緊急措置に関する対策について示す。また、被災した農林漁業者、中小企業者の早期経営安定を図るための復旧資金の斡旋を行うとともに、住宅の復旧資金融資の措置等について示す。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
住家等被害認定調査・罹災証明書の発行	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	被害認定調査班、現地情報班									
・市長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付する。 ・また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被害状況調査について専門的な知識および経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規定や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体または民間団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努める。 ・あわせて県が実施する住家等被害認定の研修会等に参加し、災害時に迅速に被害認定を行うことができるよう職員の技術向上に努める。 ・以下の＜被害認定調査・罹災証明書の発行フロー＞で被害認定調査を実施し、罹災証明書を発行する。										

<被害認定調査・罹災証明書の発行フロー>



業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
調査方針の検討	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	被害認定調査班、現地情報班									
・ 住家等被害認定調査および罹災証明書発行の方針を検討する。決定する事項は、以下のとおりである。 ○ 住民への広報方法 ○ 住家等被害認定調査の体制および期間 ○ 罹災証明書の発行体制、方法および発行場所										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
住民への広報	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	被害認定調査班、現地情報班 広報班									
・ 市民に対して、住家等被害認定調査の内容・目的を周知する。周知の手段としては以下の方法を想定する。 ○ 広報紙等印刷物の発行 ○ ホームページ ○ 防災行政無線 ○ SNS ○ 香南市メール配信サービス ○ 広報車										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
住家等被害認定調査の実施準備	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	被害認定調査班、現地情報班									
(1) 資機材等の準備 ○ 腕章、名札等、身分を証明する物品の調達 ○ 下げ振り、水平器、懐中電灯、ヘルメット等、調査時に必要な備品の調達 ○ 住宅地図、家屋現況図等、現地や家屋を把握するための書類の準備										
(2) 人員の構成・手配 統括部被害認定調査班および建設部現地情報班は、次の体制により調査を実施する。										
1	被害認定調査班および現地情報班職員を中心として 2 人 1 組の班を構成する。									
2	被害認定調査班および現地情報班は、要員が不足するときは、他部からの応援または他の市町等へ応援職員を要請する。									
3	建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等のボランティアを募集するほか、各士会および学会等に対して応援を要請する。（建築士にあっては、建築物応急危険度判定調査に引き続いて実施することを要請する。）									

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
住家等被害認定調査の実施	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	被害認定調査班、現地情報班									
【第 1 次調査】 建築物応急危険度判定調査終了後、市内全域を対象として、調査・判定する。										
【第 2 次調査】 第 1 次調査結果に不服のあった住家等および第 1 次調査が物理的にできなかった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。										
【調査期間】										
第 1 次 調 査	建築物応急危険度判定調査終了後直ちに開始し、災害発生後 1 ヶ月以内に完了する。									
第 2 次 調 査	罹災証明書の発行とあわせて再調査の受付を行い、受付開始後 2 週間以内に完了する。									
(1) 被害認定統一基準										
「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）において示された住家等に関する被害認定および「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）における被害認定基準の抜粋は、次表＜災害に係る住家の被害認定基準＞のとおりである。										
(2) 調査方法										
1	棟単位で調査を行う。「住家等被害認定調査表（木造・プレハブ、非木造）」を使用する。									
2	第 1 次調査の段階から、調査を行う旨（地区、日程）をあらかじめ市民に広報し、可能な限り立入調査を実施することにより、判定に正確を期す。									
3	第 2 次調査時は、必ず居住者または所有者等立会の上で立入調査を実施する。									
(3) 判定手順										
「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府 平成 21 年 6 月）に則り、以下の手順で実施する。										

＜災害に係る住家の被害認定基準＞

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものまたは住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

※全壊、半壊：「災害の被害認定基準について」による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」による

また、前述の基準のほかに、消防庁の災害報告取扱要領（昭和45年消防防第246号）に示されている判定基準もあり、認定基準に取り入れることとする。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
罹災証明書の発行準備		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		被害認定調査班、現地情報班									
・市長は、被災状況を調査のうえ、罹災台帳を整理し、これに罹災者につき必要事項を登録する。 ・また、あわせて被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳（データベース）を構築する。「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府 平成 21 年 6 月）に則り、以下の手順で実施する。 ①被害認定調査班は、固定資産税課税台帳および住民基本台帳から全世帯の罹災台帳を作成する。 ②被害認定調査班は、住家等被害認定調査等の調査結果に基づき、必要事項を登録する。 ③住家等被害認定調査の円滑な実施を図るため、調査体制の確立を進めるとともに、専門的な知識および経験を有する職員の育成に努める。 ④被害認定調査班は、各班からの情報を基に、罹災台帳と情報共有を行った被災者台帳を作成する。 ⑤被災者台帳は、個人情報の保護に留意しつつ、被災者の援護に必要な限度で、内部での利用および他の地方公共団体への提供を行うものとする。											

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
罹災証明書の発行		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		被害認定調査班、現地情報班									
・市長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、罹災証明書を交付する。											
1	罹災証明書の交付について、被災状況が確認できないときまたは半壊に至らない等の場合は、本人の申告により被災状況届出受理書（本人の申告があった旨を証明する）を交付することができる。この場合、半壊以上の被災を調査確認したときは、罹災証明書に切替え交付する。ただし、被災状況が確認できないときまたは半壊に至らない等の場合は、被災状況確認書を交付する。										
2	罹災証明書の交付は、1 回限りとする。やむを得ない理由のあるときは、写に奥書証印のうえ再交付する。										

➤様式－27 罹災証明書

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災者台帳の整備		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		被害認定調査班									
(1) 記載事項											
市は、必要に応じて、被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳（データベース）を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。											
1	(1)氏名 (2)生年月日 (3)性別 (4)住所または居所 (5)電話番号その他の連絡先 (6)世帯の構成										
2	住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況										
3	援護の実施の状況										
4	避難行動要支援者であるときはその旨および避難行動要支援者に該当する事由										
5	罹災証明書の交付の状況										
6	市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先										
7	前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合にはその旨およびその日時										
8	被災者台帳の作成に当たって「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号										
9	その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項										
(2) 情報の収集											
1	市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。										
2	市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。 また、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に対し被災者に関する情報を提供する。										
(3) 台帳情報の利用											
市長は、市が被災者に対する援護の実施に必要な範囲で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、または記録された情報（以下「台帳情報」という）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。											
(4) 台帳情報の提供											
1	市長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。 ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、または本人に提供するとき。 イ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な範囲で提供される情報を利用するとき										
2	1 の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。 ア 申請者の氏名および住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地） イ 申請対象の被災者を特定するために必要な情報 ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲 エ 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的 オ その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項										
3	市長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認める時、または申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、(1)記載事項の 8 の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
公共施設・道路などの二次災害防止	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	被害認定調査班、建設総務班									
・危険箇所に対する点検確認を速やかに行い、施設の損壊の状況に応じて、適切な応急措置を講じて二次災害の防止に努める。 ・危険性のある建物などへの立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。										

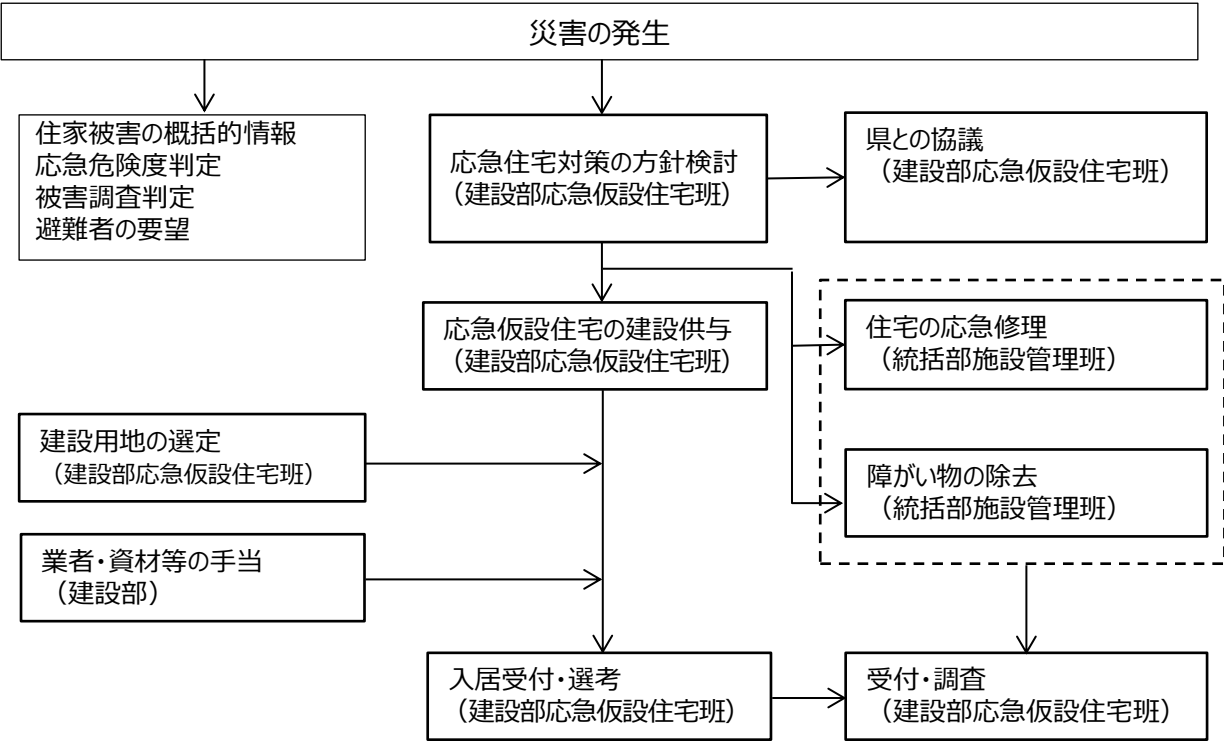
第4節 住宅の復旧・再建支援

【基本的な考え方】

災害により住宅を失い、または破損等のために居住することができなくなった者およびそのままでは当面日常生活を営むことができない者に対する住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する人に対しての支援に努める。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

応急対策の流れ（地震・津波）



役割分担

実務担当		実施内容に関すること
市災害対策本部	統括部	(1) 広報班は、応急住宅対策に関する広報を実施 (2) 応急仮設住宅建設用地のための市有財産の資料提供
	建設部	(1) 対象者の判定のための資料作成 (2) 応急住宅対策の実施に関すること
建設業者等		応急住宅対策の実施協力に関すること

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
住宅対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	建設総務班、倒壊家屋解体撤去班、応急仮設住宅班									
(1) 災害直後直ちに行う必要のあるもの ①避難所の設置による被災者の応急収容（「第 2 部 第 2 章 第 1 節 3 避難所の開設・運営」による） ②空家のあっせん ③緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定 ④応急仮設住宅の建設、障がい物の除去 ⑤建築基準法による被災市街地の建築制限または禁止区域の指定 ⑥住宅復旧資材の値上がり防止および資材の手当て、あっせん										
(2) (1)の対策に引き続き、できるだけ早く検討、実施すべきもの ①住宅金融支援機構による災害復興住宅の復興融資およびマイホーム新築資金貸付（特別貸付） ②公営住宅法による災害公営住宅等の建設 ③公営住宅法による既設公営住宅等の復旧 ④罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定 ⑤都市再開発法による市街地再開発事業の計画および実施 ⑥民間住宅の復興に対する支援										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応急仮設住宅の供与	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、施設管理班、建設総務班、倒壊家屋解体撤去班、 応急仮設住宅班、要配慮者班									
(1) 実施責任 災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅の建設は県で実施する。適用市が 1 つのみなどの場合は、市による建設を検討することとする。 同法が適用されない小災害の場合および同法が適用されない部分は、市長が実施する。										
(2) 入居基準 入居基準は、次を原則とする。 ○住家が全焼・全壊又は流失した者であること。 ○居住する住家がない者であること。 ○自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者であること。										
(3) 応急仮設住宅建設予定地 建設可能な応急仮設住宅建設予定地は、応急期機能配置計画に基づく。										
(4) 供与期間 災害救助法および建築基準法では応急仮設住宅の供与期間は 2 年間とされるが、災害復興住宅等の整備や自己再建により自立退去が見込めるまでの間、応急仮設住宅を利用することが考えられる。（特定非常災害の場合は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年 6 月 14 日法律第 85 号）」による存続期間の特例が定められている。）										
(5) 入居選考 入居選考にあたっては、次の点に留意する。 ○高齢者、障がい者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がい者等が集中しないよう配慮する。 ○要配慮者は、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。 ○従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。										

(6) 応急仮設住宅の建設上の留意点

1	住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの福祉仮設住宅等、可能な限り、介護等を利用しやすい構造および設備となるよう配慮する。
2	設置戸数の決定に当たっては、災害救助法の設置基準によるほか、避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める必要がある。
3	仮設住宅の整備とあわせて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織作りを促進する。
4	地域の状況により、商業施設や医療施設等生活環境を整備するとともに、医療要配慮者対策部と協力して、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

(7) 応急仮設住宅の管理

県知事が設置した応急仮設住宅は、管理委託契約を結び、市長が管理を行う。市長が設置した応急仮設住宅は、市長の責任において管理を行う。

(8) ケア付き仮設住宅

日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある高齢者等に対し、介護員および看護師を常駐させ、身体介助サービス等を提供するとともに、保健福祉ニーズの早期発見に努め、適切なサービスが受けられるように援助するために、必要に応じて、ケア付き仮設住宅を設置する。

運 営 形 態	介護員は昼間または夜間の交代勤務とし、昼夜とも各棟に配置する。看護師についても配置し、サービスを提供する。
対 象 者	入浴、炊事、衣服の着脱等の一部介助を要する程度の高齢者等
サ ー ビ ス 内 容	①身体介助（食事、入浴、排泄、更衣、身体的清拭等の介助） ②家事援助（掃除、洗濯、調理、買物等の介助） ③夜間における臨時的対応 ④生活相談

(9) 設置戸数引き上げ等の要請

災害の状況等やむを得ない事情により、設置戸数の引き上げ、供与期間の延長、着工時期の延長等が必要となる場合は、知事と協議要請する。

(10) 大規模災害時の県への供給あっせんの要請

大規模な災害により市で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかにして、県に要請する。

- ①被害戸数
- ②設置を必要とする戸数
- ③調達を必要とする建設業者数
- ④連絡責任者
- ⑤その他参考となる事項

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
空家住宅の確保	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、施設管理班、建設総務班、倒壊家屋解体撤去班、 応急仮設住宅班									
・既存の空き家、もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災市民の住宅として活用できるよう配慮する。										

災害救助法が適用された場合の実施基準

・災害救助法を適用した場合は同法による。同法によらない部分および同法を適用しない場合については、同法に準じて行う。

・災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準は、下記のとおりである。

➤法令－3 災害救助法の概要

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
住宅の応急修理および障害物の除去	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班、施設管理班、建設総務班、倒壊家屋解体撤去班、 応急仮設住宅班、現地情報班									
(1) 実施責任 災害救助法が適用された場合における「被災した住宅の応急修理」、および「障がい物の除去」の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。 同法が適用されない小災害の場合および同法が適用されない部分は、市長が実施する。										
(2) 実施方法										
住 宅 の 応 急 修 理	建設部現地情報班は、住宅の応急修理を希望する市民を受け付け、調査を実施した上で、災害救助法による実施基準等を満たす者に対して、建築業者等を派遣する。									
障 が い 物 の 除 去	建設部倒壊家屋解体撤去班は、住宅等に流入した土石等障がい物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障がい物の除去を実施する。実施の方法は、上記に準じる。									
(3) 県に対する依頼 建築業者が不足したり、建築資機材等を調達することが困難な場合は、県に対して可能な限り次の事項を示して斡旋、調達を依頼する。 また、対応が困難な場合は、県に対して可能な限り次の事項を示して応援を求める。										
住 宅 の 応 急 修 理	①被害戸数（半焼・半壊） ②修理を必要とする戸数 ③調達を必要とする資機材の品目および数量 ④派遣を必要とする建築業者数 ⑤連絡責任者 ⑥その他参考となる事項									
障 が い 物 の 除 去	①除去を必要とする戸数 ②除去に必要な人員 ③除去に必要な期間 ④除去に必要な機械器具の品目別数量 ⑤除去した障がい物の集積場所の有無 ⑥その他参考となる事項									

災害救助法が適用された場合の実施基準

・災害救助法による「被災した住宅の応急修理」および「障がい物の除去」の実施基準は、下記のとおりである。

➤ 法令－3 災害救助法の概要

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5												
被災者生活再建支援金	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m												
担当	被害認定調査班、現地情報班																					
被災者 (罹災証明書等必要書類添付) 香南市 県 (財)都道府県会館 国 支援金支給（口座振込） 補助金の交付申請 補助金の交付																						
(1) 適用災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。 <table><tr><td>1</td><td>災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号または第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</td></tr><tr><td>2</td><td>10 世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害</td></tr><tr><td>3</td><td>100 世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害</td></tr><tr><td>4</td><td>1 または 2 の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害</td></tr><tr><td>5</td><td>1 ～ 3 の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害</td></tr><tr><td>6</td><td>1 もしくは 2 の市町村を含む都道府県または 3 の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満）もしくは 2 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 5 万人未満）における自然災害</td></tr></table> (2) 報告 県は、上記(1)適用災害の 1 ～ 6 のいずれかに該当する自然災害となることが明白であるか、または、その可能性があると認められる場合には、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官（防災担当）および被災者生活再建支援法人あてに報告する（内容に変更があった場合は、その都度報告）。 ①災害が発生した日時および場所 ②災害の原因および概況 ③住宅に被害を受けた世帯 ④法の対象となる、または、その見込みのある自然災害が発生した市区町名または県名 ⑤その他必要な事項 (3) 適用 県は、発生した自然災害が上記(1)適用災害の 1 ～ 6 のいずれかに該当するものと認めた場合は、被災者生活再建支援法の適用を決定する。また、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官（防災担当）および被災者生活再建支援法人あてに報告のうえ、公示を行う。 ①法の対象となる自然災害が発生した市区町名または県名 ②当該市区町における住宅に被害を受けた世帯数 ③公示を行う日 ④その他必要な事項											1	災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号または第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害	2	10 世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害	3	100 世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害	4	1 または 2 の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害	5	1 ～ 3 の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害	6	1 もしくは 2 の市町村を含む都道府県または 3 の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満）もしくは 2 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 5 万人未満）における自然災害
1	災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号または第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害																					
2	10 世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害																					
3	100 世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害																					
4	1 または 2 の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害																					
5	1 ～ 3 の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害																					
6	1 もしくは 2 の市町村を含む都道府県または 3 の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満）もしくは 2 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 5 万人未満）における自然災害																					

(4) 支給対象世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(5) 支給額

- 住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）
- 基礎支援金と加算支援金との合計で最大 300 万円

区分 ((4) 支給対象世帯)	①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100 万円	建設・購入 200 万円 補修 100 万円 賃借 50 万円
④世帯	50 万円	

（注） 1 単数世帯は上記支給額の 3 / 4

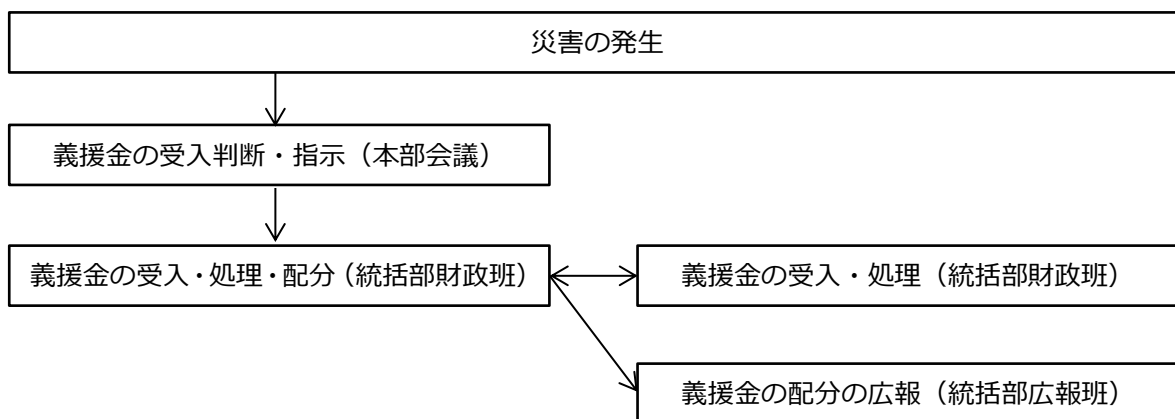
2 申請期間：自然災害発生から基礎支援金が 13 月間、加算支援金が 37 月間

第5節 義援金品の受入れ・配分

【基本的な考え方】

災害発生後、全国から被災者の生活を気にかける人々の善意による貴重な金品を、効率よく受入れ、被災者に対し迅速かつ的確に配分する。

応急対策の流れ



役割分担

実 施 担 当		実施内容に関すること
市災害対策本部	本 部 長	義援金・義援物資受入れの判断、指示に関すること
	統 括 部	(1) 関係機関に対する義援金、義援物資募集の要請に関すること (2) 義援金募集の広報 (3) 義援金の配分に関する広報 (4) 義援金の受入れ・処理業務 (5) 義援金の配分
防 災 関 係 機 関		義援金の募集、受入れ、配分に関すること

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害義援金の募集	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	広報班（総務課）									
・災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、次の関係機関は共同し、あるいは協力して募集方法、および期間、広報の方法等を定めて募集を行う。 ①香南市 ②高知県 ③他の被災市町 ④高知県市長会 ⑤高知県町村会 ⑥日本赤十字社高知県支部 ⑦高知県商工会議所連合会 ⑧高知県商工会連合会 ⑨高知新聞厚生文化事業団 ⑩NHK 高知放送局 ⑪学識経験者等										

業務内容				第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
義援金の受入れ				1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当				財政班（会計課）									
・ 義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。 ・ 義援金の寄託者に受領書を発行し、当該現金を受入れる。													
業務内容				第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
義援金の配分				1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当				財政班（会計課）									
・ 次の事項について上記機関の参画により義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定することとする。 ○ 募集方法および配分方法 ○ 被災者等に対する伝達方法 ○ 義援金の収納額およびその使途についての寄託者および報道機関等への周知方法													
業務内容				第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災者への義援金の配分				1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当				財政班（会計課）、渉外班、広報班									
統財	括政	部班	義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。 義援金の寄託者に受領書を発行し、当該現金を受入れる。										
統渉	括外	部班	庁内に臨時窓口を設け、定められた方針、所定の手続を経て配分する。										
統広	括報	部班	被災者に対して配分に関する広報を行う。										
県			募集、配分に関する庶務を行う。										
関係機関			義援金の募集、配分に要する事務費の負担について、その都度協議することとする。										
業務内容				第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
配分先を指定した義援金の処理				1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当				財政班（会計課）									
・ 寄託者が配分先や使途を限定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理することとする。													

第6節 地域経済復興支援

【基本的な考え方】

地域に人々がとどまり、人々が戻ってこられるよう、雇用や生活環境を守るため、事業者の事業継続、中小企業の支援、地域経済全体の活性化のための支援等を行う。

業務内容	担当
被災経済復興支援	商工観光課、地域支援課
・産業団体等関係機関と連携して市内事業所の被災状況を把握し、支援方針や、中長期的な産業復興方針を策定し、それに基づき、被災中小企業等に対する援助、助成措置等の経済復興対策を実施する。	
業務内容	担当
新たな産業支援	商工観光課、地域支援課
・企業誘致の促進などについて復興区等の制度を活用し、新たな分野への事業進出、創造を支援する。	
業務内容	担当
地域産業の活性化促進	商工観光課、地域支援課
・被災した商店街の早期復旧を支援等により地域産業を再生し、地域住民が元気に働ける持続可能な産業構造を構築することで地域全体の活性化を促進する。	
業務内容	担当
制度の周知	商工観光課、農林水産課、地域支援課
・被災中小企業、農業・漁業従事者等に対する援助、助成制度や、国・県などによる相談窓口を広く被災者に広報する。	
業務内容	担当
資金需要の把握・調査への協力	商工観光課、農林水産課、地域支援課
・県が行う中小企業、農業・漁業従事者への被害状況の調査、および資金需要の把握等について協力する。	

第7節 社会基盤・都市基盤の復旧・復興

【基本的な考え方】

被災状況、地域の従前の社会基盤・都市基盤施設の整備状況、まちづくりに関連する既存計画等により迅速な復旧を目指し、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成や快適な都市環境の形成を図る。

業務内容	担当
防災性を考慮した都市基盤整備	防災対策課、建設課、住宅政策課、上下水道課
・被災状況、地域の従前の社会基盤・都市基盤の整備状況、既存の長期計画や広域計画、都市計画における位置づけ等をもとに、都市基盤施設、市街地の復旧・復興の方針、目標等を計画に定め、災害に強いまちの形成や快適な都市環境の形成を図る。	
業務内容	担当
被災施設の復元	建設課、住宅政策課、契約管財課、上下水道課
・被災し、使用できない市所有公共施設については、原状復旧ではなく今後の長期的な視点による合理的かつ機能的な復元を図る。	
業務内容	担当
都市基盤の復興	防災対策課、建設課、住宅政策課、上下水道課
・被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業を行う場合には、高知県震災復興都市計画指針等に基づく復興まちづくり計画を策定し、迅速に都市計画区域における都市基盤の復興を図る。	

第2章 復興に向けた始動

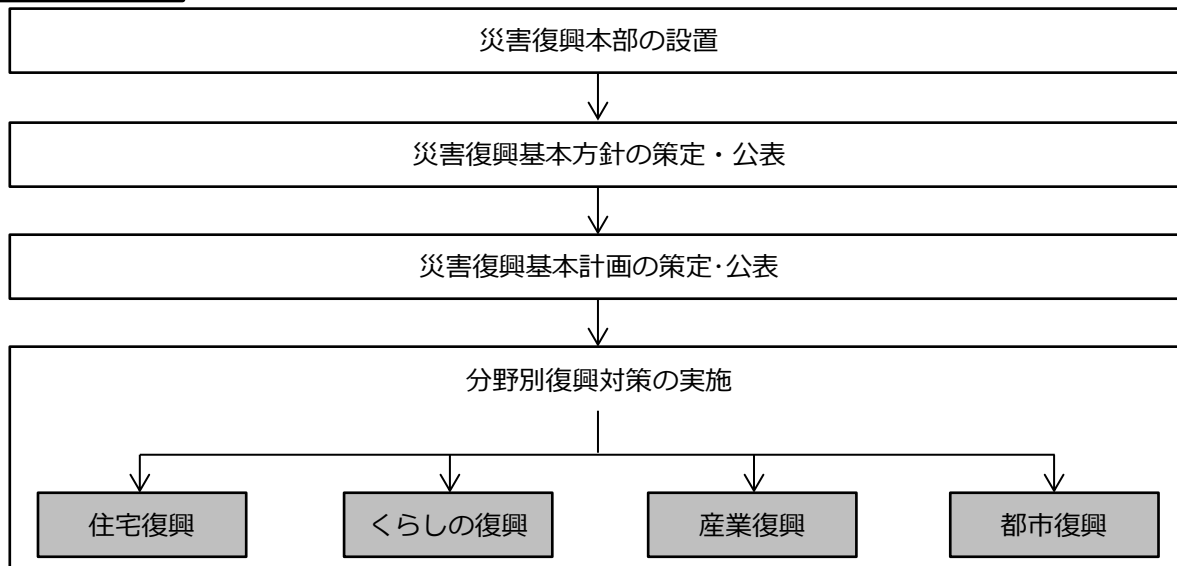
第1節 災害復興事業の推進

【基本的な考え方】

大規模な災害が発生した場合、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

復興に際しては、被災者の生活を一日も早く災害発生前の状態に戻し、その安定を図ることが第一の目的であるが、さらに安全で安心なまちづくりを進め、持続的発展が可能な都市にしていくことを目的として市と市民が協働して取り組むものとする。

災害復興の流れ



第2節 災害復興基本方針等の策定・公表

【基本的な考え方】

市は、県などと連携・協力し、災害復興方針や災害復興計画、個別の災害復旧事業計画を速やかに策定するとともに、災害復興本部の設置など復興体制を整備し、復旧・復興事業を推進する。

また、激甚災害、または局地激甚災害の指定を受けたときは、それによる支援を有効に活用して復旧・復興事業を推進する。

業務内容	担当
災害復興本部への再編	本部班（防災対策課）、建設総務班（建設課）
・当面の応急対策がある程度終了した時期に、災害対策本部を災害復興本部に再編成し、復興体制の強化を図る。 ・他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。 (1) 災害復興本部の設置 市長は、災害復興に関わる事業を迅速かつ円滑に推進するため必要があると認めるとき、香南市災害復興本部を設置する。 災害復興本部長は市長とし、災害対策本部と連絡・調整を行う事務局を設置する。 (2) 災害復興本部の組織・運営 香南市災害復興本部の組織・運営は、東日本大震災等の過去の災害における被災地の震災復興本部を参考として、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。 なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。 (3) 災害復興本部の廃止 市長は災害復興に関わる事業が進捗したと認めるとき、または災害復興本部の目的が達成されたと認めるとき、災害復興本部を廃止する。	
業務内容	担当
災害復興基本方針・災害復興計画の策定	本部班（防災対策課）、建設総務班（建設課）
・市は、女性や要配慮者等の参画に配慮しながら、被災地域の計画的な再建を図る全体方針である「災害復興方針」と、市街地復興、産業復興、生活復興等に関する全体計画である「災害復興計画」を策定する。 ・復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿、およびその実現に至る基本戦略を明確にするため、発災後2週間以内を目途に、「災害復興基本方針」を策定し、公表する。 ・また、市長は必要な場合、県や関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請し円滑かつ迅速な復興を図る。 ・災害復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に留意する ○くらしのいち早い再建と安定 ○安全で快適な生活環境づくり ○雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造	

業務内容	担当
災害復興基本方針の計画の位置づけ	本部班（防災対策課）、建設総務班（建設課）
・復興本部長は、災害復興基本方針に基づき、復興に係る最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と市が実施すべき復興事業の体系を明らかにする。 (1) 復興計画の共同作成 復興計画は、県と共同して作成することができる。 (2) 復興計画に記載すべき事項 ① 復興計画の区域 ② 復興計画の目標 ③ 市における人口の現状および将来の見通し、復興計画の区域における土地利用に関する基本方針 ④ 特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項 ⑤ 目標を達成するために必要な復興整備事業に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項 (3) 多様な主体の参画と協同 市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、市民企業および団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。 その際、特に女性や障がい者、高齢者の参画を促進する。また、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。	
業務内容	担当
災害復興基本方針の計画の策定手続き	本部班（防災対策課）、建設総務班（建設課）
・復興本部長は、災害復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。 ・復興本部長は、災害復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、発災後6ヶ月を目途に、復興計画を策定し公表する。	
業務内容	担当
災害復旧・復興事業の実施	関係各課
・災害復興方針・災害復興計画に基づき、地域住民、事業所などと連携しながら、計画的かつ速やかに復興事業を推進する。	

第3節 住宅復興対策の実施

【基本的な考え方】

応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じ、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営・公団等の空家を活用、仮設住宅等の提供等により支援する。

業務内容	担当
復興住宅のプロセス	本部班（防災対策課）、応急仮設住宅班（建設課、住宅政策課）、施設管理班（契約管財課）
・住宅復興のための施策は、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」および「公的住宅の供給」をまちづくりと連携しながら、進めていく。 (1) 住家等被害認定調査による使用可能住宅への対応 住家等被害認定調査等により、住宅の被害状況、応急危険度などを調査のうえ、使用可能な住宅については、応急修理や本格補修により、可能な限り使用できるよう支援体制を整備する。 (2) 応急的な住宅の供給・確保 自力で速やかに住宅を確保することができない被災者が、避難所等から一日も早く解放されるよう、応急的な住宅（応急仮設住宅および一時提供住宅）の供給量を早急に算定し、その整備のための施策を推進する必要がある。 その際、被災者が状況に応じて選択できるよう、できるだけ多様な応急住宅対策を講じる。具体的には、利用可能な公的住宅や民間賃貸住宅の空き家を活用し、一時提供住宅を確保する。また、使用可能な住宅の応急修理や応急仮設住宅の供給を行う。供給に当たっては、できる限り従前居住地での暫定的な生活の場の確保に努め、コミュニティ維持を支援するなど、まちづくりとの連携を図る。 (3) 本格復興と自力再建の支援 本格復興に際しては、阪神・淡路大震災での経験も踏まえ、自力再建に関する情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、個人の自力再建を側面から支援する施策の充実を図る。 (4) 民間住宅の供給支援 被災者が、自力再建に向けて良質な民間賃貸住宅、分譲のマンションや戸建て住宅などを確保できるようにするため、多様な事業により民間住宅の供給を支援する。 その際、安全で快適な福祉のまちづくりの視点から、建物の耐震・不燃化の促進やバリアフリー化の推進を図る。 (5) 公的住宅の供給 これらの施策によってもなお自力再建が困難な被災者に対しては、公営住宅等の公的住宅を供給していくことが求められる。このため、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、長期的な視点に立って施策を推進する。その際、グループホーム等、地域の実情に応じた福祉施策と連携のとれた住宅サービスの提供を図る。	

業務内容	担当
復興住宅に関する支援策	本部班（防災対策課）、応急仮設住宅班（建設課、住宅政策課）、施設管理班（契約管財課）
(1) 公営住宅法による災害公営住宅 ① 適用基準 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一つに該当する場合に低所得被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させるものとする。	
地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合	①被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき ②市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき ③滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき
火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）	①被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき ②滅失戸数がその市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき
② 建設および管理者 災害公営住宅は、市が建設し、管理することとする。 ただし、災害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理することとする。	
(2) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業 既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅が滅失し、または著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。	
国庫補助適用の基準	国庫補助の対象となる工事費、補修費、宅地復旧費は、それぞれ国土交通大臣の定める標準工事費、標準補修費、標準宅地復旧費を限度とする。
国庫補助	1/2（激甚災害の場合は、補助率のかさ上げがある。）
(3) 災害住宅に対する融資 災害が発生した場合、災害の罹災者による罹災住宅の復興に必要な資金については、住宅金融支援機構の行う融資制度を斡旋し、早急に罹災者の住宅確保が図られるよう努める。	
(4) 住宅相談窓口の設置 統括部生活相談班は、県と連携して住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導および融資制度の利用等について相談に応ずる。	

第4節 くらしの復興対策の実施

業務内容	担当
くらしの復興のプロセス	本部班（防災対策課）、医療班（健康対策課）、 要配慮者班（福祉事務所・高齢者介護課）、 学校教育班（子ども課・学校教育課）、 避難所管理班（生涯学習課）、ボランティア班（福祉事務所）
- 人々のくらしを震災前の状態に回復する（くらしの再建）ため、以下の各分野の施策を総合的に展開する。また、これらの施策の推進に当たっては、地域復興協議会など地域との連携方策もあわせて検討する。 - 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 - 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。	
(1) 保健・医療分野	
保健分野においては、特に被災者の健康維持・管理、こころのケア等についての対策を講じる。医療分野においては、各地域における医療ニーズに的確に対応するため、仮設診療所の設置や公的および民間医療機関の再建に関する支援を速やかに行うこととする。	
震災障がい者（震災で障がいを負った方）への対応	①震災障がい者の把握 震災障がい者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施することとする。 震災障がい者は入院等で被災地外に救助する場合があります、また、障がい固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。
震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応	①震災遺児の把握と支援の実施 震災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行うこととする。震災遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、所在の把握や支援を行う必要がある。 ②民間支援団体等との連携 震災遺児に対する支援をミッションとする民間支援団体等との連携を図ることとする。
(2) 福祉分野	
福祉分野においては、従前からの対象者に加えて、被災により新たな対象者が発生するなど様々な福祉需要が生じてくる一方、地域において福祉サービスを提供していた組織そのものが被災し、その機能が低下することも予想される。このため、地域住民の自助と共助を基本とした福祉サービス体制の再構築を図る。特に、一人暮らしの高齢者など、より弱い立場の人々については、こうした地域力に基づく、きめの細かい対応を図る。	
(3) 文化・社会教育分野	
文化・社会教育の分野においては、貴重な文化遺産等の散逸や消失を防ぐとともに、その再建や復旧についての的確な対応を図る。また、被災者の心をいやすための各種の文化的なイベントの実施等についても配慮する。	
(4) 消費生活分野	
消費生活については、悪質な商法や便乗値上げの防止を図るとともに、消費生活の早期安定を図る。	
(5) ボランティア・NPO 分野	
ボランティア、NPO 等の市民活動については、その自主性・自律性を尊重しつつ、これらの市民活動と行政活動との間に無駄な重複が生じないよう相互の連絡調整に努める。また、市民活動団体が円滑に活動できるよう、施設の提供等環境整備の面で配慮する。	

業務内容	担当
くらしの復興に関する支援策	本部班（防災対策課）、医療班（健康対策課）、要配慮者班（福祉事務所・高齢者介護課）、学校教育班（子ども課・学校教育課）、避難所管理班（生涯学習課）、ボランティア班（福祉事務所）、財政班（会計課）
・災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給ならびに災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。 以下の（1）、（2）および（3）の実施に当たっては、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく「香南市災害弔慰金の支給等に関する条例」（平成18年条例第108号）に定めるところによる。 ・被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 （1）生業に必要な資金の貸与 ア 実施主体：市（市長） イ 支給基準：「法令-第1」のとおり （2）災害弔慰金の支給 ア 実施主体：市（市長） イ 支給基準：「制度-1」のとおり （3）災害障がい見舞金の支給 ア 実施主体：市（市長） イ 支給基準：「制度-3」のとおり （4）災害援護資金の貸付 ア 実施主体：市（市長） イ 支給基準：「制度-4」のとおり （5）災害援護金の支給 ア 実施主体：県（知事）（市長は、被災者への支給について協力する） イ 支給基準：「制度-5」のとおり （6）死亡見舞金の支給 ア 実施主体：県（知事）（市長は、被災者への支給について協力する） イ 支給基準：「制度-2」のとおり （7）生活福祉資金制度による貸付 ア 実施主体：県社会福祉協議会 イ 実施担当：香南市社会福祉協議会 ウ 支給基準：「制度-6」のとおり （8）被災者生活再建支援金の支給 ア 実施主体：県（知事）（市長は、被災者への支給について協力する。） イ 支給基準：「制度-23」のとおり （9）居住安定支援制度補完事業 ア 実施主体：県（知事） イ 支給基準：「復旧-4」のとおり	

業務内容	担当				
税の減免その他の支援	本部班（防災対策課）、医療班（健康対策課）、 要配慮者班（福祉事務所・高齢者介護課）、 学校教育班（子ども課・学校教育課）、 避難所管理班（生涯学習課）、ボランティア班（福祉事務所）、 財政班（会計課）、被害認定調査班（税務収納課）、 生活相談班（市民保険課）				
・必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予および減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免および保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図るなど、被災者の自立、復旧・復興を支援する。 ・災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、自立に向けた支援を行う。 (1) 税の減免等 災害対策基本法第85条の規定により、被災者は、それぞれの法律または条例の規定に基づき、県民税、市民税、所得税等の税の申告・申請・納付等の期限延長や納税の猶予、軽減措置、課税の減免措置を受けることができる。 (2) 自立支援 <table border="1"> <tr> <td>情 報 提 供</td><td>被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。</td></tr> <tr> <td>そ の 他 の 支 援</td><td>被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</td></tr> </table>		情 報 提 供	被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。	そ の 他 の 支 援	被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
情 報 提 供	被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。				
そ の 他 の 支 援	被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。				

第5節 産業復興対策の実施

業務内容	担当
資金の貸付等	財政班（会計課）、被害認定調査班（税務収納課）、生活相談班（市民保険課）、物資調達班（商工観光課）、建設総務班（農林水産課）
・必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、中小企業設備近代化資金貸付および中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。	
業務内容	担当
経済復興支援	財政班（会計課）、被害認定調査班（税務収納課）、生活相談班（市民保険課）、物資調達班（商工観光課）、建設総務班（農林水産課）
・地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。 ・被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。 ・なお、被災した地域の経済活動を止めない、もしくは、経済活動を出来る限り早期に回復させる事ができれば、より早い時期での経済復興が可能となる。災害が発生し様々な被害を受けている状況の中でも、需要と供給の状況を把握しながら、地域経済が機能するように被災企業に呼びかけを行い支援策を連携して検討する。	
業務内容	担当
税の減免その他の支援	財政班（会計課）、被害認定調査班（税務収納課）、生活相談班（市民保険課）、物資調達班（商工観光課）、建設総務班（農林水産課）
・必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予および減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免および保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図るなど、被災者の自立、復旧・復興を支援する。	
(1) 税の減免等	
災害対策基本法第85条の規定により、罹災者は、それぞれの法律または条例の規定に基づき、県民税、市民税、所得税等の税の申告・申請・納付等の期限延長や納税の猶予、軽減措置、課税の減免措置を受けることができる。	
(2) 自立支援	
情報提供	被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。
その他の支援	被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第6節 都市復興対策の実施

業務内容	担当
都市復興のプロセス	本部班（防災対策課）、建設総務班（建設課、住宅政策課）
- 県や市は、被害の状況を知り、復興の体制をつくるための「住家等被害認定調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。 - これらの計画に基づき、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。なお、地域復興協議会などに多様な価値観を持った主体的な参画として、要配慮者の参画を促すように努める。 (1) 合意形成の母体となる地域復興協議会 都市復興に当たっては、本格復興までの暫定的な生活の場としての時限的市街地づくりに取組み、そこでの生活を通じて復興まちづくりのあり方について共通認識を深めていくことが必要である。 その被災者の合意形成を育む母体となるものが地域復興協議会であり、被災者は、被災の大小にかかわらず、地域復興協議会を設けることができる。 市は地域復興協議会が活動を行う区域を「協働復興区」として認定し、協働復興区内での時限的市街地づくりや、地域復興協議会の運営に対する支援などを行う。 なお、地域復興協議会によっては時限的市街地づくりの活動を伴わない場合も考えられる。 被災者の合意に基づく復興まちづくり計画が確定した段階で速やかな復興事業の推進を図り、本格的な都市復興・市街地復興を進めていく。 (2) 都市復興に関する地区指定について ① 復興対象地区の設定 1週間から1か月以内に家屋被害の詳細を調べる住家等被害認定調査が実施される。 その結果を踏まえて1か月以内を目途として、市区は、計画的な市街地復興をどこの地域で進めるかの方針を定める復興対象地区の設定を行い、公表する。 復興対象地区のうち、重点復興地区については、行政としても計画的な復興地域づくりの必要性が最も高い地区なので、被災住民に対して地域復興協議会の結成を強く働きかけていく。復興促進地区ならびに復興誘導地区においても、被災住民の発意により地域復興協議会が結成されることが期待される。 ② 協働復興区の認定 地域復興協議会が住民主体の復興地域づくりを進めていく地域を、復興対象地区とは別に、「協働復興区」として認定する。 ③ 建築制限を行う区域 まちづくりの方向が定まる前に被災市街地内で無秩序な市街地形成が進むと、計画的な都市復興・市街地復興の妨げとなるだけでなく、被災者の合意形成にも支障をきたすおそれがある。そのため市は、壊滅的な被災を受けた市街地内で面的な市街地整備が必要と考えられる区域において、建築を制限する。 これらの地域では、なるべく早期に地域復興協議会内で復興地域づくりのあり方について合意形成に努め、6か月以内程度を目途として復興都市計画の決定に至ることが期待される。 建築制限には「第一次建築制限」と「第二次建築制限」があり、第一次建築制限は、住家等被害認定調査によって概ね8割以上の家屋の焼失・倒壊が見込まれる地区を基本として指定する。 第二次建築制限は、重点復興地区を基本として、無秩序なまちなみが形成されるおそれがあり、事業等の導入が必要な区域を指定する。 (3) 復興事業の推進 土地区画整理事業などの復興都市計画ではなく、地区計画や各種の任意事業によって復興地域づくりを進めることが適切と判断される地区（復興促進地区の一部および復興誘導地区）については、地域復興協議会が行政と連携して復興まちづくり計画の検討などを進めていくことになる。 復興促進地区、復興誘導地区で地域復興協議会の立ち上げに至らなかった地区では、個別の建替えを行政が必要に応じて支援していくことになる。 いずれの地区においても合意形成が成立したところから順次各種の復興事業を進めていく。	

業務内容	担当	
都市復興に関する支援策	本部班（防災対策課）、建設総務班（建設課、住宅政策課）	
・本格的な都市復興・市街地復興を進めるため、地域力を活かした復興のための支援策を講じる。		
＜支援策一覧＞		
支援策	実施主体	参照
市街地再開発事業	個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社	
都市防災総合推進事業	市、独立行政法人都市再生機構等	
土地区画整理事業	個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等	
街なみ環境整備事業	市、土地所有者等	
住宅市街地基盤整備事業	市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	
住宅市街地総合整備事業	市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	
住宅地区改良事業	市	
小規模住宅地区等改良事業	市	
優良建築物等整備事業	市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	
防災集団移転促進事業	市	

第 4 部 大規模事故災害対策計画

第1章 総則

【基本的な考え方】

本計画は、主に「航空災害」、「鉄道災害」、「道路災害」、「海上災害」等、大規模事故災害についての応急対策を定めるものとする。

大規模事故災害による被害は局地的に発生するため、基本的には事業者等および市が中心となつて対応することとする。

防災関係機関は、災害の規模・態様に応じて本項に定める応急対策のうち、必要な対策を実施することとする。

1 災害応急対策計画

役割分担

実 務 担 当		実施内容に関する事
市災害対策本部（大規模事故災害対策本部）	統 括 部	(1) 防災関係機関との連絡調整に関する事 (2) 大規模事故災害対策本部の設置に関する事 (3) 災害状況広報に関する事 (4) 要員、資機材、搬送車両の調達および要請に関する事
	医 療 要 配 慮 者 対 策 部	(1) 被災者の医療に関する事 (2) 医療機関との連絡および出動要請に関する事
	建 設 部	(1) 道路の被害状況の把握に関する事 (2) 道路啓開の実施に関する事 (3) 海上汚染排除および環境対策に関する事 (4) 避難誘導の実施に関する事 (5) 必要資機材の調達に関する事 (6) 消防部への応援に関する事
	消 防 部	(1) 消防活動対策に関する事 (2) 現地災害対策本部に関する事 (3) 被害状況の把握と情報の収集に関する事 (4) 必要資機材の調達に関する事 (5) 被害の軽減措置に関する事 (6) 避難誘導の実施に関する事 (7) 関係機関との連絡調整に関する事
南 国 警 察 署		(1) 交通規制の実施に関する事 (2) 県警本部との連絡調整に関する事 (3) 避難誘導の実施に関する事
高 知 海 上 保 安 部		(1) 被害状況の把握、警報伝達に関する事 (2) 消火活動、人命救助、遭難船の救助に関する事 (3) 危険物の保安および流出油等の防除措置に関する事

2 活動体制の確立

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害対策本部（大規模事故災害対策本部）の設置基準		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班									
・市長は、次の場合大規模事故災害対策本部を設置するものとする。また、災害対策本部を設置した場合は、県へ報告する。											
1	航空災害、鉄道災害、道路災害、または海上災害等が発生した場合において、その状況を勘案して応急対策を実施するため必要があると認められるとき。										
2	海難事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合、または重油等が沿岸部、または陸岸に漂着し多大な被害が生じた場合、またはそのおそれがある場合において、災害応急措置を実施し、または災害応急対策に備えるため、必要があると認められるとき。										
3	火災事故、爆発事故、毒物・劇物事故等により「多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案、または多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的影響」が予想される突発事案と認められるとき。 ①毒物および劇物取締法別表第一、第二に掲げる物 （例）水銀、ヒ素、硫酸等 ②毒物および劇物指定令第1条、第2条に規定する毒物、劇物 （例）フッ化水素含有製剤等 ③毒物および劇物取締法施行令第38条第1項に規定する物 （例）無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物（一部除外規定あり）等										
4	その他不測の事態が生じまたは生じるおそれがあるため、必要があると認められるとき										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
大規模事故災害対策本部の設置		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班									
・大規模事故災害対策本部は、市庁舎3階会議室に設置する。 ・市長は、突発重大事故と認定された場合、原則として、現地または適当な場所に現地災害対策本部を設置することとする。 ・現地災害対策本部の構成は、市、防災機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求めることとする。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
現地災害対策本部の設置場所		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班									
・市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで現地災害対策本部を設置し、表示することとする。 ・各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整に当たることとする。											

業務内容			第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
職員の動員配備指令			1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当			本部班									
(1) 防災指令												
本 部 長			災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各部長に防災指令を発令する。									
統 括 部 長			次の基準にしたがって本部長に防災指令の発令について進言する。									
<防災指令の種類と基準>												
防災指令の種類			防災指令の発令基準									
			大規模事故等									
防 災 指 令 第 1 号			事故等により、小規模かつ局地的な災害が発生し、またはそのおそれがあるとき									
防 災 指 令 第 2 号			事故等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、被害の拡大が予想されるとき									
防 災 指 令 第 3 号			事故等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき									
<配備体制>												
勤務時間内に災害が発生した場合			各部は通常の業務を一時停止、または縮小し、定められた配備につく。									
勤務時間外に災害が発生した場合			防災指令の基準により配備体制を判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。なお、突発性重大事故等の発生を知った場合等については、職員は自主参集するものとする。									
災害発生直後に第 1 号、または第 2 号配備体制とした場合			被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合は、各部長は部毎に配備体制を強化するとともに、直ちに本部長に報告する。									
本部長が、各部長から配備体制強化の報告を受けた場合			災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は、防災指令を強化発令し、応急活動に万全を期する。									

3 広域的な応援要請

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
自衛隊への派遣要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・「第 2 部 第 1 章 第 4 節 3 自衛隊の応援要請」に準じる。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
県への応援の要求	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
他市町への応援要求（要請）	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
他市町への応援	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
職員の派遣要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
指定公共機関、防災関係民間団体等への 応援要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応援の受入れ体制	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
ヘリコプター支援要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
(1) 高知県消防防災航空隊ヘリコプター支援の原則 「第2部 第1章 第4節 2 広域的な応援要請」に準じる。 (2) 支援要請方法 「第2部 第1章 第4節 2 広域的な応援要請」に準じる。 (3) 連絡系統 「第2部 第1章 第4節 2 広域的な応援要請」に準じる。 (4) 要請に際し連絡すべき事項 「第2部 第1章 第4節 2 広域的な応援要請」に準じる。										

4 災害放送の要請

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害時における放送要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・「第 2 部 第 1 章 第 3 節 1 市民への情報伝達活動」に準じる。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
緊急警報放送要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班									
・「第 2 部 第 1 章 第 3 節 1 市民への情報伝達活動」に準じる。										

5 情報の収集・伝達

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害情報等の収集	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									
・市は、火災、事故または災害（以下「災害等」という）の状況、およびこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報等」という）を県、民間企業、報道機関、市民等から収集に努めることとする。 ・その際、当該災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害等である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。 ・大規模災害時等で医療機関から個人情報の提供を受ける際は、平成 22 年 9 月 17 日改正の厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の個人データの第三者提供の例外②「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を踏まえ対処することとする。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害情報等の報告基準	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									
・市は、以下の基準を超える災害等が発生したときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県に災害情報等を報告することとする。										
(1) 火災										
交 通 機 関 の 火 災	①航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。） ②列車火災									
そ の 他	特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの （例）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災									
(2) 危険物等に係る事故										
危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるものまたはそのおそれがあるもの、その他大規模なもの （例）死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）										
1	負傷者が 5 名以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）									
2	爆発により周辺に被害をおよぼしたもの（およぼすおそれがあるものを含む。）									
3	周辺地域の市民等が避難行動を起こしたもの									
4	海上、河川への危険物等流出事故									
5	高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故									
6	その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの									

(3) 救急・救助事故

1	死者5人以上の救急事故
2	死者および負傷者の合計が15人以上の救急事故
3	要救助者が5人以上の救助事故
4	覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
5	その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 ①列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ②バスの転落による救急・救助事故 ③ハイジャックおよびテロ等による救急・救助事故 ④消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故 ⑤不特定または多数の者が利用する建築物および遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ⑥全国的に流通している食品の摂取または製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

(4) 災害

1	災害救助法の適用基準に合致するもの
2	災害対策本部を設置したもの
3	災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの
4	災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの
5	1～3に定める災害になるおそれのある災害

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
災害情報等の報告方法	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									

1	災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力することとする。
2	市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報等を取りまとめ、防災端末に入力することとする。
3	災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて有線もしくは無線電話またはFAXなども活用することとする。
4	有線が途絶した場合は、高知県防災行政無線を利用することとする。 必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
5	すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めることとする。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害情報等の報告		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									

・市は、原則として県に災害情報等を報告することとする。

・市は、通信の不通等により県に報告できない場合および緊急報告を要する場合、国（消防庁）に対して直接災害情報等を報告することとする。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告することとする。

(1) 緊急報告

市は、次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

1	交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、列車火災）
2	高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
3	死者および負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ①列車、航空機、船舶の衝突・転覆等による救急・救助事故 ②バスの転落等による救急・救助事故 ③ハイジャックおよびテロ等による救急・救助事故 ④デパート、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

市は、多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県災害対策本部に対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨、県にも後で報告することとする。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。

報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、またはそれによりがたい場合は衛星電話や FAX 等最も迅速な方法で行うこととする。

(2) 災害概況即報

市は、報告すべき災害等を覚知したとき直ちに第一報を県災害対策本部に報告し、災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県災害対策本部へ連絡することとする。特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県災害対策本部へ報告することとする。

災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害等の規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、高知県総合防災情報システム、電話、FAX 等最も迅速な方法で行うこととする。

(3) 被害状況即報

市は、被害状況に関する情報を収集し、県災害対策本部に報告することとする。

(4) 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県災害対策本部に文書で災害確定報告を行うこととする。

<報告系統>

報 告 区 分	報告系統および使用様式
緊 急 報 告	<pre>graph TD A[ライフライン関係機関] --> D[県(災害対策本部)] B[高知県消防防災ヘリ] --> D C[香南市] --> D E[香南市消防本部 (通報殺到時)] --> D D --> F[消防庁] F --> G[内閣府(内閣総理大臣)] G --> H[中央防災会議]</pre>
災 害 概 況 即 報	<pre>graph TD A[香南市【災害概況即報(香南市→県災害対策本部)】] --> B[県(災害対策本部)【災害概況即報(県→消防庁)】] B --> C[消防庁] C --> D[内閣府(内閣総理大臣)] D --> E[中央防災会議] A -.-> C A -.-> D A -.-> E</pre>
被 害 状 況 即 報	<pre>graph TD A[香南市【被害状況即報(香南市→県災害対策本部)】] --> B[県(災害対策本部)【災害概況即報(県→消防庁)】] B --> C[消防庁] C --> D[内閣府(内閣総理大臣)] D --> E[中央防災会議] A -.-> C A -.-> D A -.-> E</pre>
災 害 確 定 報 告	<pre>graph TD A[香南市【被害状況即報(香南市→県災害対策本部)】] -- "(文章)" --> B[県(災害対策本部)【災害概況即報(県→消防庁)】] B -- "(文章)" --> C[消防庁] C --> D[内閣総理大臣]</pre>

6 災害応急活動の実施

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
医療活動等の実施	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、 保健医療班（健康対策課）									

(1) 実施方法

1	市は、必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施することとする。
2	市は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合などには医療救護所を設置することとする。
3	市は、必要に応じ、香美郡医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請することとする。 医師等は、救護班や救急隊員等が傷病者の重傷度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施することとする。 災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行うこととする。 また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行うこととする。
4	市、消防本部は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとることとする。
5	市、消防本部は、鉄道災害、道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとることとする。
6	負傷者等の搬送については、原則として消防本部（指令室）が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の活用を図ることとする。その際、必要に応じて災害拠点病院から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定に配慮することとする。 ①救急告示病院・診療所 ②2次救急医療機関 ③災害拠点病院・救護病院 ④その他の医療施設 ⑤医療救護所 ⑥寺院他（死者の場合） 死亡して発見された場合、および搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部（警察署）に連絡し、遺体検分その他所要の処理を行わなければならない。
7	搬送担当機関は、トリアージ結果にしたがって、搬送を実施することとする。搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。 ①救急指定病院の患者搬送車の活用 ②その他の応急的に調達した車両の活用 ③隣接市町の応援要請 市長および消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。
8	市は、医療救護所等で使用する医薬品を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品に不足が生じる場合、県中央東福祉保健所（県医療支部）と連携し、補給を行うこととする。
9	救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるのは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とすることとする。

(2) 救護病院の活動

1	圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受入れ、治療に当たることとする。
2	必要に応じて、災害現場へ救護班を派遣することとする。
3	災害拠点病院の医師等の確保の状況等を考慮して、他の医療機関への転送が適当と判断された負傷者の搬送について消防本部へ要請することとする。
4	広域災害・救急医療情報システム端末機を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入れ先の確保や医療マンパワーの確保について要請することとする。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
多発外傷への対応		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、保健医療班（健康対策課）									
(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応											
1	消防本部等の搬送担当機関は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに香美郡医師会等に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示の医療機関、災害対応病院、救護病院、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送することとする。										
2	搬送担当機関、救護病院、災害拠点病院、医療機関等は、負傷者の数および隣接地域を含めた医療機関の受入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるかと判断した時点で、その状況を県中央東福祉保健所（県医療支部）に連絡することとする。										
3	市長および消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があるかと判断した場合、県へヘリコプターの出動待機を求めることとする。										
(2) 二次搬送等（地域医療搬送（域内搬送）・広域医療搬送（域外搬送））											
1	医療機関は、負傷者の容態・人数および自己の施設および医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに消防本部に対し、二次搬送の要請をすることとする。医療機関、消防本部は、必要に応じて県中央東福祉保健所（県医療支部）、救護病院、災害拠点病院と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。										
2	消防本部、および県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送することとする。										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
有毒ガス、化学物質等による中毒への対応		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、保健医療班（健康対策課）									
(1) 原因物質の特定											
1	中毒患者またはそのおそれのある者を発見した消防本部、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は日本中毒情報センター（06－6878－1232：24 時間対応）に連絡をとり、原因物質の絞り込みを行うこととする。										
2	消防本部、警察署、医療機関、県中央東福祉保健所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼することとする。また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努めることとする。										
(2) 二次搬送等（地域医療搬送（域内搬送）・広域医療搬送（域外搬送））											
1	消防本部、医療機関等は、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努めることとする。										
2	医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市に解毒剤の確保を依頼することとする。										
3	救護病院その他の医療機関は、負傷者の容態、人数および自己の施設および医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに消防本部に対し、二次搬送の要請をすることとする。										
4	消防本部および県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送することとする。										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災者等のこころのケア対策		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、保健医療班（健康対策課）									
1	市は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。										
2	精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による相談窓口の設置、精神科医師または保健師による訪問やカウンセリングを行い、さらに必要に応じて臨床心理士などのこころのケアの専門家の診察等の精神科的関与を行うこととする。 また、必要に応じ、災害後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行うこととする。										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
救援活動従事者のメンタルヘルス維持		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、保健医療班（健康対策課）									
1	救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者には PTSD の症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めることとする。										
2	災害時の救援活動現場責任者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めることとする。										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
遺体の保存、身元確認等の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、遺体安置班（福祉事務所）									
1	南国警察署は、遺体検分および遺体の身元確認を行い、その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族または市長）に引き渡すこととする。										
2	市等は、警察署の要請に応じて、身元確認作業の場の斡旋、提供等に協力することとする。										
3	市は、引渡しが行われた後に、必要に応じて遺体の火葬等を実施することとする。 ①香南斎場組合施設の被害状況を確認 施設の被害状況により火葬業務が可能であれば香南斎場組合と協議し、実施する。 ②広域火葬の実施 県は、県内他市の火葬能力では不十分な場合、直接、または厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬の受入れを要請することとする。 市は、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送することとする。 ③物品・資材等の斡旋 県は、市からの要請に応じて、民間業者等の協力を得て、ドライアイス、棺等を斡旋することとする。										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害広報の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、衛生環境班（環境対策課）、広報班（総務課）									

(1) 留意事項

1	市等は、被災者およびその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者およびその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供することとする。
2	市等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うこととする。 また、情報の発信元を明確にするとともに、出来る限り専門的な用語の使用を避け、市民等が理解しやすい広報に配慮することとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めることとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めることとする。
3	情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得ることとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努めることとする。
4	市等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うこととする。

(2) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、市民のとるべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

1	被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）
2	避難の必要性の有無
3	危険物等への対応
4	道路状況・交通規制状況および各種輸送機関の運行状況
5	相談窓口の設置状況

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

1	インターネット、FAX 等による広報
2	「第2部 第1章 第3節 1 市民への情報伝達活動」による、テレビ・ラジオからの災害情報提供
3	市防災行政無線、香南市メール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページの活用
4	各広報実施機関に所属する広報車等の活用

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
各種相談の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、衛生環境班（環境対策課）、広報班（総務課）									

(1) 留意事項

事業者等の相談活動	航空運送事業者、鉄道事業者または道路管理者は必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員の配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うこととする。
-----------	--

(2) 広報の内容

各機関は被災状況、応急対策の実施状況、市民のとりべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

1	被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）
2	避難の必要性の有無
3	危険物等への対応
4	道路状況・交通規制状況および各種輸送機関の運行状況
5	相談窓口の設置状況

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

1	インターネット、FAX 等による広報
2	「第2部 第1章 第3節 1 市民への情報伝達活動」、テレビ・ラジオからの災害情報提供
3	市防災行政無線、香南市メール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページの活用
4	各広報実施機関に所属する広報車等の活用

7 重大事故発生時の関係機関の業務の役割分担

重大事故発生時の防災関係機関の業務の役割分担は以下のとおりである。

役割分担

機 関 名	業務の内容
香南市	1 現地における医療救護所および収容施設等の設置 2 災害対策本部の設置（配備体制は風水害対策に準じる） 3 死傷者の捜索、救出、搬出 4 災害現場の警戒 5 関係機関の実施する搬送等の調整 6 日本赤十字社高知県支部地区長または分区長に対する協力要請 7 死体の処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処理） 8 身元不明遺体の処理
香南消防署	1 災害現場での人命検索活動 2 災害現場での救出活動 3 負傷者等への応急措置活動 4 医療機関、医療救護所等への負傷者等の搬送活動 5 その他市民の生命・身体のプロテクトに関する活動
県	1 消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動 2 救急医療についての総合調整 3 救助、救急医療、死傷者の収容処理 4 医療および遺体の処理に要する資機材の調達 5 公立医療機関に対する出動要請 6 日本赤十字社高知県支部に対する出動要請 7 医師会および歯科医師会に対する協力要請 8 薬剤師会に対する医薬品の供給および薬剤師の派遣要請
県警察	1 被害情報の収集および伝達 2 救出・救護および行方不明者の捜索 3 避難誘導 4 被害拡大防止 5 緊急交通路確保等の交通規制 6 遺体等の検案、収容および身元不明遺体の身元調査 7 遺体の検分（検視） 8 広報活動 9 その他必要な警察活動
高知海上保安部	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上における人命救助 3 海上における流出油事故に関する防除措置 4 船舶交通の制限・禁止および整理・指導 5 海上治安の維持
自衛隊	1 死傷者の救出および搬送等の支援 2 救護班、救助物資等の輸送支援
医療機関	1 医療の実施（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を含む。） 2 傷病者に対する看護
日本赤十字社高知県支部	1 現地医療の実施 2 傷病者に対する看護 3 輸血用血液の確保
医師会歯科医師会	1 医療施設の確保 2 所属医師の派遣
薬剤師会	1 医薬品の供給および薬剤師の派遣
西日本電信電話（株）	1 緊急臨時電話の架設
四国電力（株）	1 照明灯等の設置

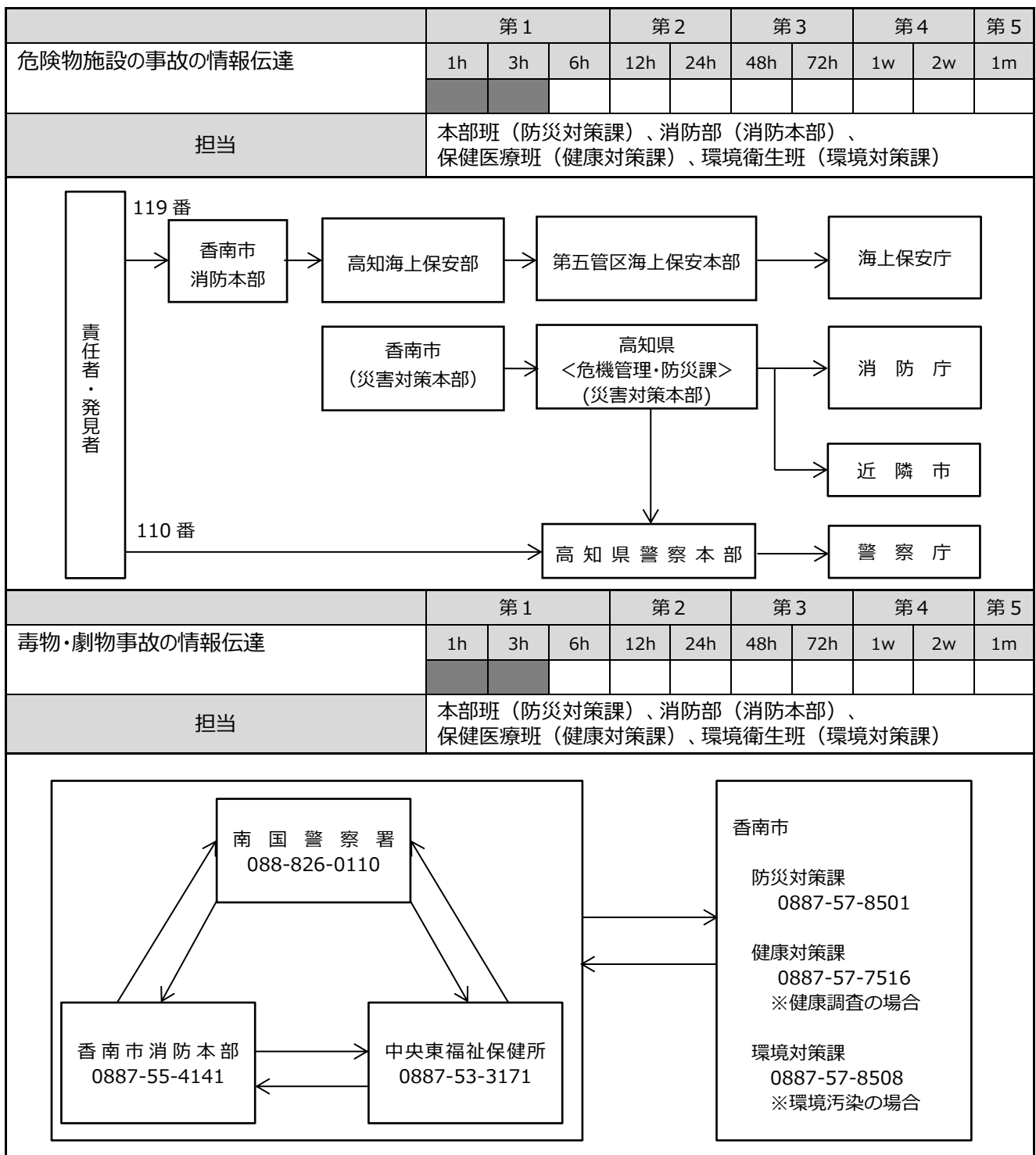
※この表に記載ない指定地方行政機関等の措置については、各機関の業務計画等によるものとする。

第2章 危険物施設等の事故

【基本的な考え方】

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の危険物施設等に事故が発生した時は、市民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

情報の収集・伝達



応急対策の流れ

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
事業者の応急対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										
(1) 連絡・通報 危険物等による事故が発生した時は、ただちに、消防本部、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。 (2) 被害拡大防止措置の実施 大規模な事故が発生したときは、被害の拡大防止のため、速やかに的確な応急措置、および応急点検等必要な対策を講じる。 (3) 消火活動の実施 事故に伴い火災が発生した時は、速やかに状況を把握し、自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
市の応急対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防本部									
(1) 情報の収集および連絡・通報 大規模な危険物等災害が発生した時は、消防本部は、防災対策課、農林水産課などと連携しながら、事故の状況、被害の規模等を把握し、県および関係機関に通報する。 (2) 救助・救出、消火活動等の実施 事故にともない危険物の流出や火災等が発生した時、消防本部は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。 (3) 応援の要請 災害の規模が大きく、市で対処できない時は、県または他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。										

災害応急活動の実施

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
危険物等への対策の特殊性	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、 衛生環境班（環境対策課）									
・ 災害時の危険物等への対策に係る関係機関、およびその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険、およびそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をすることとする。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
危険物等への対策の実施	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、 衛生環境班（環境対策課）									
・ 危険物等の所有者、管理者または占有者で、その管理について権原を有する者(以下「責任者」という)または事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとることとする。										
連 絡 通 報	①責任者または発見者は、発災時に直ちに 119 番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報することとする。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努めることとする。 ②責任者または発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報することとする。									
初 期 防 除	①責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行うこととする。 ②ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従うこととする。									

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
県、市その他関係機関との連携	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、衛生環境班（環境対策課）									
・災害の規模、態様に応じ、県および市地域防災計画および関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施することとする。 ・なお、高速自動車道および自動車専用道路における危険有害物質を運搬するタンクローリー等の車両の事故についても同様とする。 (1) 災害情報の収集および報告 消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。 (2) 災害広報 市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。 (3) 危険物等の特定 消防本部、県警察本部、海上保安本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集することとする。また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等と連携し、または県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努めることとする。 県、市その他関係機関は、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行うこととする。 (4) 現場の安全確認、患者の移動および除染 責任者、消防本部、県警察本部、海上保安本部、県、その他関係機関は連携して次の活動を行うこととする。 ①危険区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること。 ②負傷者等を汚染された環境から搬出すること。 ③負傷者等の除染を行うこと。消防本部および警察機関は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染および救急搬送活動や物質の検知および情報収集活動を実施することとする。 (5) 救急搬送等 消防本部は、医療機関、(財)日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送することとする。 (6) 消防応急対策 消防本部は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施することとする。 (7) 避難 市長は、南国警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設および避難所への受入れを行うこととする。 (8) 交通応急対策 道路管理者、県警察本部、海上保安本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、周辺道路および周辺海域の交通対策に万全を期することとする。										

(9) 市民救済対策

責任者、県、市、その他関係機関は、合同して市民の救済対策を講じることとする。

第3章 鉄道災害

【基本的な考え方】

列車の衝突事故等の災害が発生した時は、乗客、市民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

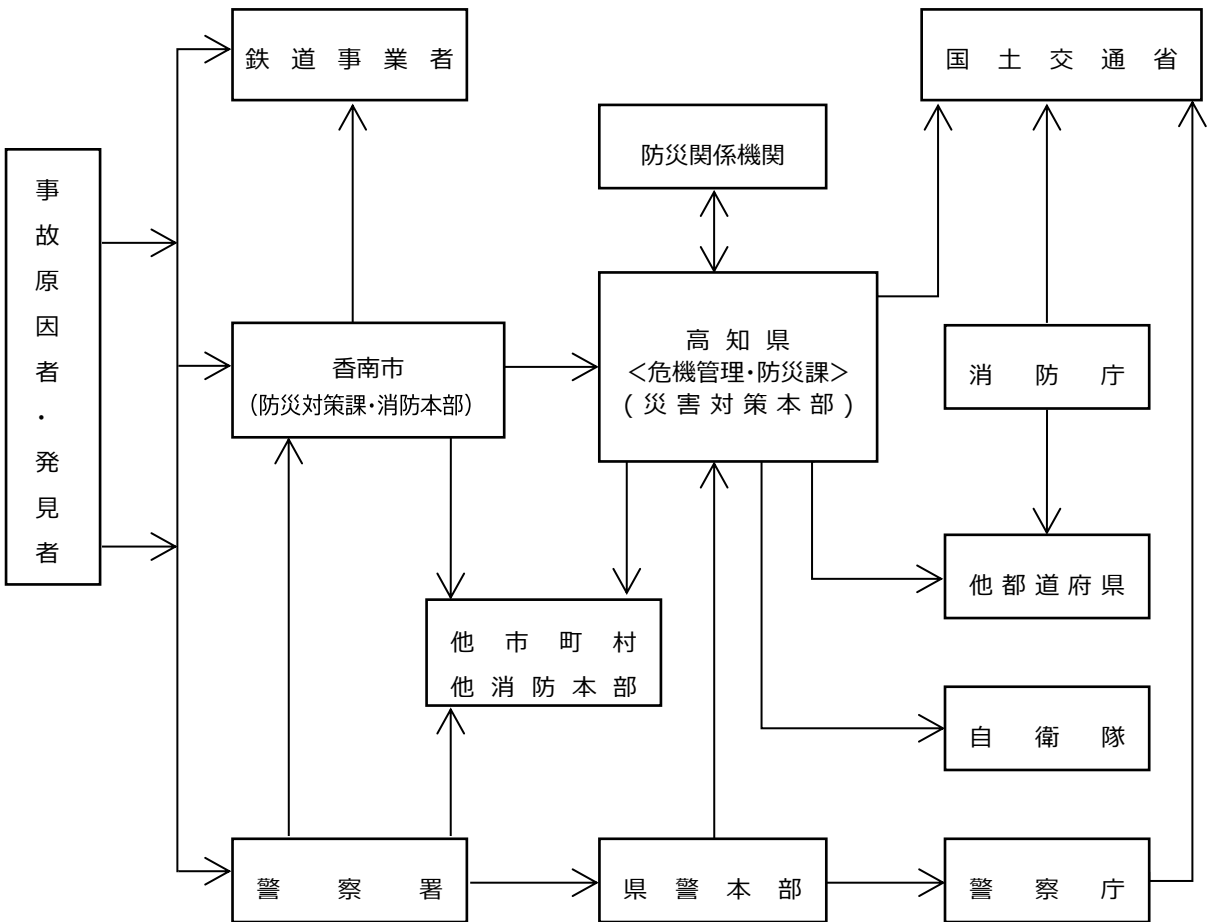
情報の収集・伝達

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
鉄道災害の第一報の情報伝達	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									

・鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、または発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

<収集伝達系統（鉄道災害）>



※関係機関（県警察本部、県、市、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。

応急対策の流れ

事項	鉄道事業者・ 発見者	国	県	県 警	香南市 (消防)	医療機関等
事故等 の発生	・事故等発生 of 通報	・事故等発生 of 情報収集・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等発生 of 情報収集・伝達	・事故等発生 of 情報収集・伝達	・事故等発生 of 情報収集・伝達 ・災害状況 of 早急な把握	・事故等発生 of 情報収集
組織 の設置		・非常災害対策本部 of 設置 ・現地災害対策本部 of 設置 ・調査団 of 派遣	・現地情報班 of 派遣 ・現地支援本部 of 設置	・現地指揮所 of 設置	・現地指揮所 of 設置	
関係機関等 との連携促進	・鉄道事業者 of 必要に応じた県、市町への応援要請 ・関係機関 of 密接な連携	・広域緊急援助隊 of 派遣 ・緊急消防援助隊 of 派遣 ・自衛隊 of 派遣 ・海上保安本部 of 活動 ・関係機関 of 密接な連携	・必要に応じ、国他の都道府県、他の市町村への応援要請等 ・関係機関 of 密接な連携	・関係機関 of 密接な連携	・消防相互応援協定締結先への応援要請 ・関係機関 of 密接な連携	・関係機関 of 密接な連携
救助	・鉄道事業者 by 救助活動			・事故発生地を管轄する警察署員・広域緊急消防援助隊員等 by 救助活動	・医療救護所 of 設置・救助活動 ・必要により列車 of 切り離し	
消火	・鉄道事業者 by 消火活動				・消火活動	
避難誘導・ 二次災害防止	・後続車両 of 衝突等の二次災害の防止措置の実施 ・鉄道上 of 落石、土砂崩れ等に起因する災害現場における監視員の設置[以上鉄道事業者]			・脱線した鉄道車両が高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合等被害の拡大防止のため、立入禁止区域 of 設定、地域住民等の避難誘導を実施 ・鉄道事業者と連携し、後続列車 of 衝突等の二次災害の防止措置の実施 ・鉄道上 of 落石、土砂崩れ等に起因する災害現場における監視員の設置	・脱線した鉄道車両が高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合等被害の拡大防止のため、立入禁止区域 of 設定、地域住民等の避難誘導を実施	

事項	鉄道事業者・ 発見者	国	県	県 警	香南市 (消防)	医療機関等
医療		・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施	・市からの要請を受け、DMATの派遣や医療機関に救護班の派遣を要請等 ・必要に応じた消防防災航空隊ヘリによる搬送および他機関ヘリへの出動要請等 ・必要に応じ、多発外傷、広範囲熱傷等特殊な医療への対応可能病院を消防、医療機関に紹介		・医療救護所で重傷度に応じた分類および必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散搬送 ・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣および搬送先医療機関の確保 ・重傷の負傷者を遠方の医療機関に搬送する場合の必要に応じた県へのヘリコプターの派遣要請	・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院(災害医療コーディネーター)による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言
緊急輸送				・交通状況の把握・交通規制の実施		
危険物への対策	・危険物等の積載の有無を消防本部、県警等に報告[鉄道車両の運転手・鉄道事業者または荷主]		・消防と連携した物質の特定等 ・必要に応じて、危険物等に関する専門家、専門機関等を消防機関等に紹介等	・消防と連携した物質の特定等 ・危険物の漏えい等の場合、必要に応じ、消防と協力し、付近住民の避難誘導を実施	・危険物の漏えい等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等必要な措置の実施 ・危険物の漏えい等の場合、必要に応じ、南国警察署の協力を得て、付近住民の避難誘導を実施 ・必要に応じ、県に専門家の紹介を要請	
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	

事項	鉄道事業者・ 発見者	国	県	県 警	香南市 (消防)	医療機関等
その他	・遺体の身元確認、遺体仮収容所の選定、被災者および被災者の家族に対する必要な手配 ・死傷者名簿の作成 ・他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等の実施 ・鉄道車両が道路をふさいでいる場合等の車両の撤去〔以上鉄道事業者〕		・鉄道車両が道路をふさぎ、交通上支障がある場合には、必要に応じて、建設業界へ重機出動依頼	・遺体の検分 ・遺体の身元確認		・医師による死亡確認

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
鉄道事業者の応急対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防本部									
(1) 被害拡大防止措置の実施 大規模な鉄道事故が発生した時は、災害の拡大防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。 (2) 救助・救出、消火活動等の協力 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関、県警察による応急対策活動に対して全力を上げて協力する。 (3) 他の交通手段の確保 バス代行輸送など他の交通手段の確保に努める。 (4) 情報の伝達 災害の状況、安否情報、交通情報（鉄道の運行状況、代替交通手段等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係機関等へ伝達する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
市の応急対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	消防本部									
(1) 関係機関への通報 防災対策課は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県および関係機関に通報する。 (2) 災害対策本部の設置 大規模な事故については、必要に応じて災害対策本部を設置する。 (3) 救助・救出、消火活動等の実施 事故に伴い危険物の流出や火災等が発生した時は、消防本部・消防団は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。 (4) 応援の要請 災害の規模が大きく、市で対処できない時は、県または他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。										

第4章 航空災害

【基本的な考え方】

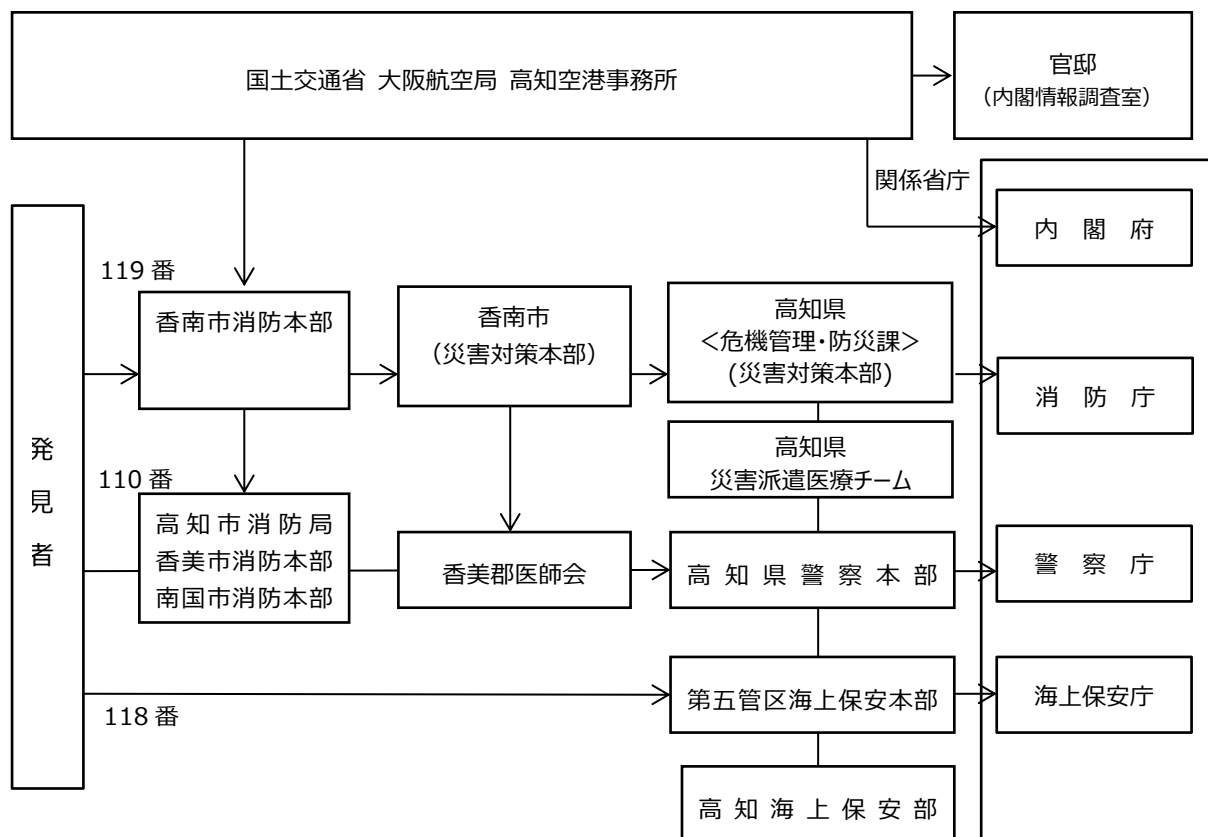
航空機の墜落炎上等の災害が発生した時は、乗客、市民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

情報の収集・伝達

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
航空災害の第一報の情報伝達	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									

・市内で航空機事故による災害が発生し、または発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

<収集伝達系統（航空災害）>



※関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。

災害応急活動の実施

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
捜索活動		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									
・ 航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じて、市および消防本部は、大阪航空局高知空港事務所等とともに、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施することとする。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
救助活動		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									
・ 航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じて、市および消防本部は、大阪航空局高知空港事務所等とともに、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して救助を実施することとする。											
1	道路管理者は、関係機関と連携して必要な道路啓開を行うとともに、県、市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助の初期活動に資するよう協力することとする。										
2	市は、必要に応じ、市地域防災計画に定める「第 2 部 第 2 章 第 5 節 救助・救急活動対策」に基づき、職員の動員と負傷者等の救助を実施することとする。										
3	市は、救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請することとする。 ①応援を必要とする理由 ②応援を必要とする人員、資機材等 ③応援を必要とする場所 ④応援を必要とする期間 ⑤その他必要な事項										
4	消防本部は、迅速な負傷者等の救助活動を実施することとする。										
5	被災市町以外の市町等は、被災市町村等からの要請、または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めることとする。										
6	救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行することとする。										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
消火活動		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									
1	道路管理者は、県市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力することとする。										
2	消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施することとする。										
3	消防本部は、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施することとする。特に航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発および航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行うこととする。										

応急対策の流れ

事項	航空運送事業者・発見者	国	県	県 警	香南市 (消防)	医療機関等
事故等の発生	・事故等発生の通報 ・乗客名簿の関係機関への提出 [航空運送事業者]	・事故等発生の情報収集・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等発生の情報収集・伝達 ・消防防災航空隊ヘリ等による情報収集活動	・事故等発生の情報収集・伝達 ・事故発生地を管轄する警察署員等を派遣し、情報収集	・事故等発生の情報収集・伝達 ・消防職員等を事故発生現場に派遣し、情報収集	・事故等発生の情報収集
組織の設置		・非常災害対策本部の設置 ・現地災害対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地情報班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・現地指揮所等の設置	・現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	・関係機関の密接な連携	・広域緊急援助隊派遣 ・緊急消防援助隊派遣 ・自衛隊派遣 ・海上保安本部の活動 ・関係機関の密接な連携	・必要に応じ、国、他の都道府県、他の市町村への応援要請等 ・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携	・必要に応じて県等へ応援要請 ・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携
捜索		・東京救難調整本部を通じ、相互に連携した捜索活動の実施 ・海上保安本部、自衛隊の捜索活動	・消防防災航空隊ヘリ等による捜索活動	・交番、駐在、パトカー、白バイ等の勤務員の情報収集活動 ・警察用航空機・船舶等を活用した捜索活動	・消防職員、消防団員等による捜索活動	
救助	・旅客の救助 ・地上または水上の人または物件に対する危難の防止活動[機長]	・海上における海上保安本部等の救助活動		・事故発生地を管轄する警察署員・広域緊急消防援助隊員等による救助活動	・負傷者数および搭乗者数の把握 ・医療救護所の設置・搭乗者の救助活動	
消火					・消火救難活動 ・必要に応じて、警戒区域の設定	
避難誘導・二次災害防止				・航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施	・航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施	

事項	航空運送事業者・発見者	国	県	県 警	香南市 (消防)	医療機関等
医療		・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施	・市からの要請を受け、DMATの派遣や医療機関に救護班の派遣を要請等 ・必要に応じた消防防災航空隊ヘリによる搬送および他機関ヘリへの出動要請等 ・必要に応じ、多発外傷、広範囲熱傷等特殊な医療への対応可能病院を消防、医療機関に紹介		・医療救護所で重傷度に応じた分類および必要な応急手当の実施 ・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣および搬送先医療機関の確保 ・対応可能な医療機関等への分散搬送	・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言
緊急輸送危険物等への対策	・航空危険物輸送の有無を関係機関に連絡〔航空運送事業者〕		・消防と連携した物質の特定等 ・必要に応じ、危険物等の専門家・専門機関等を消防本部等に紹介等	・交通規制の実施 ・消防と連携した物質の特定等	・危険物等の漏洩の場合、物質の特定、現場の安全確認、負傷者等の移動、除染等必要な措置を実施	
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他				・遺体の検分 ・遺体の身元確認		・医師による死亡確認

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
市の応急対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	防災対策課、消防本部									

(1) 関係機関への通報

航空機事故の発生を知った時、または発見者からの通報を受けた時は、防災対策課は、消防本部、消防団などと連携しながら、事故の状況、被害の規模等を把握し、県および関係機関に通報する。

(2) 災害対策本部の設置

多数の負傷者が発生している時など、大規模な事故については、必要に応じて災害対策本部を設置する。

(3) 救助・救出、消火活動等の実施

事故に伴い危険物の流出や火災等が発生した時、消防本部・消防団は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。

(4) 応援の要請

災害の規模が大きく、市で対処できない時は、県または他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

第5章 道路災害

【基本的な考え方】

橋の落下、大規模交通事故等の災害が発生した時は、被災者、市民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

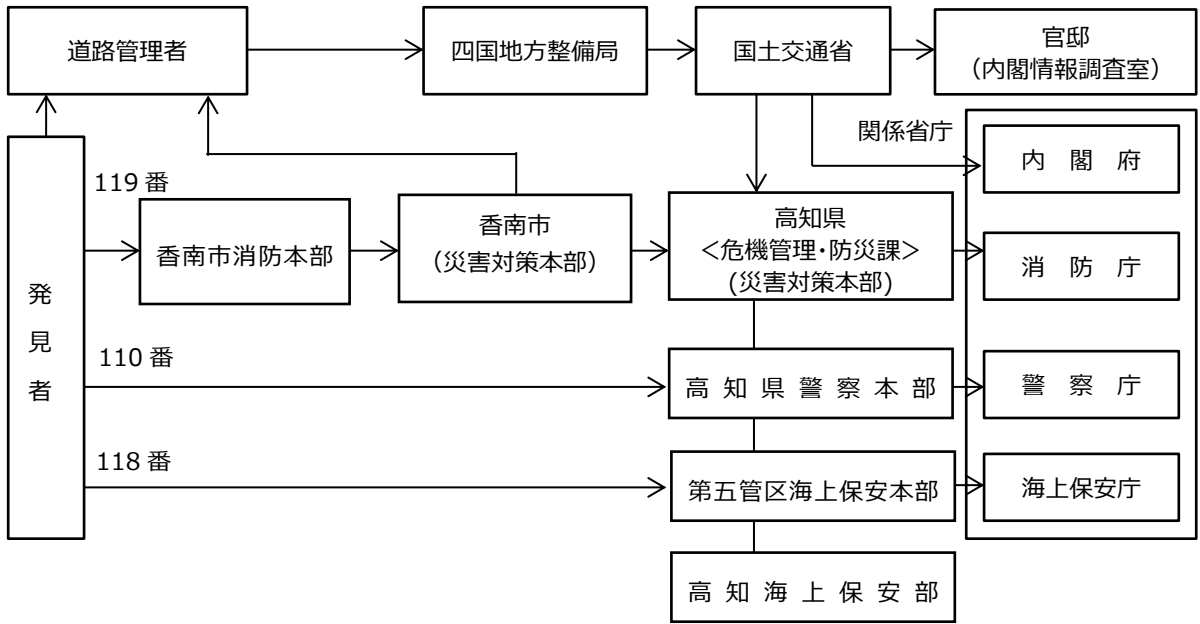
情報の収集・伝達

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
道路災害等の第一報の情報伝達	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									

（1）道路構造物の被災等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合

道路管理者は、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。なお、危険物等の流出等の場合は、「第4部 第2章 危険物施設等の事故」に掲載の系統図による。

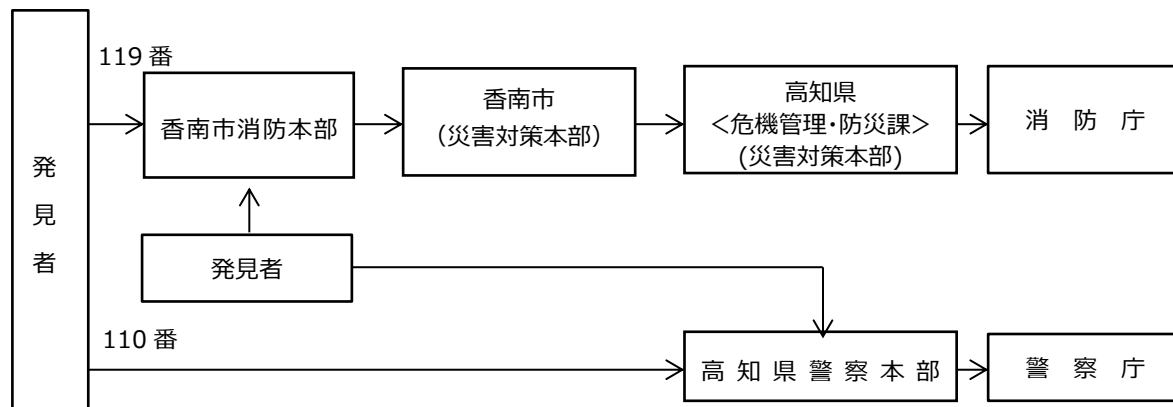
<収集伝達系統（道路災害）>



※関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。

(2)歩道上等において雑踏事故が発生し、または発生するおそれがある場合

イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者（以下「主催者」という）または、雑踏事故の発見者は、防災係機関への通報等的確な対応をとることとする。この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



※関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。

応急対策の流れ

(1) 一般的な道路災害の場合（高速道路での危険物流出は除く）

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県 警	香南市（消防）	医療機関等
事故等の発生	・事故等発生 of 通報	・事故等発生 of 情報収集・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等発生 of 情報収集・伝達	・事故等発生 of 情報収集・伝達 ・事故発生地を管轄する警察署員等を派遣し、情報収集	・事故等発生 of 情報収集・伝達 ・被害状況の早急な把握	・事故等発生 of 情報収集
組織の設置		・非常災害対策本部の設置 ・現地災害対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地情報班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・現地指揮所等の設置	・現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	・関係機関の密接な連携	・広域緊急援助隊の派遣 ・緊急消防援助隊の派遣 ・関係機関の密接な連携	・必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 ・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携	・消防相互応援協定での応援要請 ・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県 警	香南市 (消防)	医療機関等
救助	・車両の運転手等による負傷者救護 ・道路管理者により救助活動への協力			・事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急消防援助隊員等による救助活動	・医療救護所の設置 ・救助活動 (高速道路での災害では、事故現場へのアクセスに配慮した救出活動を実施)	
(消火)	・道路管理者による消防機関と連携協力した消火活動				・消火活動(消防)	
避難誘導・二次災害防止	・車両の運転手等による危険防止措置 ・警察と連携した迅速な立入禁止区域の設定・交通規制の実施 ・救出活動にあたり、山崩れ等による二次災害防止のための監視員の配置 [以上管理者]			・道路災害が通行量の多い道路で発生した場合その他被害が拡大するおそれがある場合、迅速な立入禁止区域の設定、通行者・通行車両等に対する交通規制・避難誘導の実施 ・山崩れ等による二次災害防止のため、監視員等を配置		
医療		・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施	・市からの要請を受け、DMATの派遣や医療機関に救護班の派遣を要請等 ・必要に応じた消防防災航空隊ヘリによる搬送および他機関ヘリへの出動要請等 ・必要に応じ、多発外傷、広範囲熱傷等特殊な医療への対応可能病院を消防、医療機関に紹介		・医療救護所で重傷度に応じた分類および必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散搬送 ・医療機関と連携をとった、医師、救護班の派遣および搬送先医療機関の確保	・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院(災害医療コーディネーター)による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県 警	香南市 (消防)	医療機関等
危険物等への対策	危険物等の積載の有無を報告 [自動車の運転手]		- 消防と連携した物質の特定等 - 必要に応じて、危険物等の専門家、専門機関等を消防機関等に紹介等	- 消防と連携した物質の特定等 - 危険物の漏洩等の場合に、地域住民等の避難誘導等の実施	- 危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等を実施 - 危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、南国警察署の協力を得て付近住民の避難誘導を実施 - 必要に応じ、県に専門家の紹介を要請	
関係者への情報伝達	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他	- 道路管理者による迅速・的確な障がい物の除去、仮設等の応急復旧活動 - 迂回路の設定 [管理者]		必要に応じた道路啓開のための建設業協会への重機出動依頼	被災現場および周辺地域ならびにその他の地域における交通安全施設の緊急点検の実施		

(2) 高速道路での危険物流出の場合

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県 警	香南市 (消防)	医療機関等
事故等の発生	- 事故等発生時の通報 - 事故状況確認 - 関係機関が必要とする情報の提供[以上事業者]	- 事故等発生時の情報収集、伝達 - 関係省庁連絡会議の開催	事故等発生時の情報収集、伝達	- 事故等発生時の情報収集、伝達 - 事故状況確認、警察への通報	- 事故等発生時の情報収集、伝達 - 事故状況確認、警察への通報	事故等発生時の情報収集
組織の設置		- 非常災害対策本部の設置 - 現地災害対策本部の設置 - 調査団の派遣	- 現地情報班の派遣 - 現地支援本部等の設置	現地指揮所等の設置	現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	関係機関の密接な連携	関係機関の密接な連携	- 必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等（災害が大規模な場合、自衛隊等へ応援要請） - 関係機関の密接な連携	- 現場指揮（出動した各機関は、原則として、警察または消防の指揮の下に活動。また状況に応じて現場で協議を実施） - 関係機関の密接な連携	- 消防相互応援協定での応援要請 - 現場指揮（出動した各機関は、原則として、警察または消防の指揮の下に活動。また状況に応じて協議を実施） - 関係機関の密接な連携	県、消防、警察からの要請を受けて応援実施[関係団体] - 消防本部等からの要請に基づく応援[高圧ガス] - 関係機関の密接な連携
救助				救助活動	- 救助活動 - 多数の負傷者が発生した場合、安全な場所に医療救護所を設置	
消火					火災・爆発鎮圧	
避難誘導・二次災害防止	- 警戒区域の設定（積載物質の毒性等の性状、また火災の状況等を考慮して設定） - 周辺広報の実施[以上管理者]			- 警戒区域の設定 - 避難指示を市長等が措置できないときまたは市長から要求があったときに実施 - 周辺広報の実施	- 警戒区域の設定 - 避難指示は、毒性ガスの発生、火災の拡大等付近住民に被害が発生する場合に実施 - 周辺広報の実施	
医療		陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施	市からの要請を受け、DMATの派遣や医療機関に救護班の派遣を要請等		- 医療救護所で重傷度に応じた分類および必要な応急手当の実施 - 対応可能な医療機関等への分散搬送 - 医療機関と連携をとった、医師、救護班の派遣および搬送先医療機関の確保	- 要請に基づく医師、救護班の派遣 - 事故現場でのトリアージ・医療活動 - 災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県 警	香南市 (消防)	医療機関等
交通規制	・交通規制の実施 【管理者】			・交通規制の実施 (現場の状況により、交通遮断およびインターチェンジ閉鎖を実施)		
危険物等への対策 (物質特定・防除)	・資機材所在確認 ・資機材手配・運搬 ・処理人員手配派遣 (処理に特殊技能を有する人材が必要な時には発送元、製造メーカー等に依頼) ・回収車両の手配・派遣・処理実施 ・事故車両撤去・水質汚染等を考慮した路面清掃等事後処理[以上事業者、管理者]		・資機材所在地確認 (特殊な処理材等が必要なときは、発送元、製造メーカー等に確認) ・必要に応じ、資機材の搬送に消防防災航空隊等を活用(高速道路上での事故のため、車両による搬送が困難な場合等)	・資機材運搬の誘導 ・処理人員の誘導 ・回収車両の誘導 (回収車両は積載物質を積み替える必要がある場合に、事業者・管理者が運送業者等を通じて手配)	・資機材所在確認 ・処理実施(積載物質の毒性等の性状、また火災の発生等を考慮しながら回収等の作業を実施)	・資機材所在確認 ・資機材手配・運搬 ・処理人員手配・派遣 ・回収車両の手配・搬送 ・処理実施 ・関係団体
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他	・道路管理者による迅速・的確な障がい物の除去、仮設等の応急復旧活動 ・迂回路の設定[管理者]		・必要に応じた道路啓開のための建設業協会への重機出動依頼	・被災現場および周辺地域ならびにその他の地域における交通安全施設の緊急点検の実施		

(3) 雑踏事故の場合

事項	主催者・発見者	国	県	県 警	香南市 (消防)	医療機関等
事故等の発生	・事故等発生の通報	・事故等発生の情報収集・伝達	・事故等発生の情報収集・伝達	・事故等発生の情報収集・伝達	・事故等発生の情報収集・伝達 ・早急な状況把握	・事故等発生の情報収集
組織の設置			・現地情報班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・現地指揮所等の設置	・現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	・関係機関の密接な連携〔主催者〕		・必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 ・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携	・消防相互応援協定での応援要請 ・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携
救助	・緊急車両の進入路の確保〔主催者〕			・事故発生地を管轄する警察署員等の負傷者救助活動 ・救助活動に必要な道路・場所の確保	・救助活動 ・医療救護所の設置	
被害の拡大防止	・事故の拡大防止〔主催者〕			・効果的な広報の実施等による事故の拡大防止		
医療	・救護活動に必要な場の確保 ・負傷者の搬出〔以上主催者〕		・市からの要請を受け、DMATの派遣や医療機関に救護班の派遣を要請等		・医療救護所で重傷度に応じた分類および必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散搬送 ・医療機関と連携をとった、医師、救護班の派遣および搬送先医療機関の確保	・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言
交通規制				・交通規制の実施		
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供		・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
道路管理者（国・県・市）の応急対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										
(1) 通行制限措置等の実施 災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限または迂回路の設定、付近の市民の避難誘導等必要な措置を講じる。また、危険物等の流出による二次災害のおそれがある場合には、他の防災関係機関と協力をしてただちに防除活動を行う。 市道の場合は、これらの措置を、建設課が、消防本部や防災対策課、消防団、県警察等と連携しながら行う。 (2) 救助・救出、消火活動等の協力 迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。 (3) 応急復旧等の実施 迅速かつ的確な障がい物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。市道の場合は、建設課が行う。 (4) 情報の伝達 災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。市道の場合は、防災対策課が、建設課等と連携しながら行う。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
市の応急対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										
(1) 関係機関への通報 建設課は、消防本部や防災対策課などと連携しながら、事故の状況、被害の規模等を把握し、県および関係機関に通報する。 (2) 災害対策本部の設置 大規模な事故については、必要に応じて災害対策本部を設置する。 (3) 救助・救出、消火活動等の実施 事故に伴い危険物の流出や火災等が発生した時、消防本部・消防団は、危険物の防除活動や消火活動、救助・救急活動を行う。多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。 (4) 応援の要請 災害の規模が大きく、市で対処できない時は、県または他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。										

災害応急活動の実施

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
被災情報および交通情報の収集		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、施設管理班（契約管財課）、消防部（消防本部）									
・道路管理者は、道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止または制限に関する情報を収集することとする。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
陸上交通の確保		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、施設管理班（契約管財課）、消防部（消防本部）、建設部（建設課）									
・道路管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。											
道路法（第 46 条）に基づく 応 急 対 策		道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止または制限を行うこととする。									
道路の応急復旧作業		①道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施することとする。 ②道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障がい物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保することとする。									
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
航空交通の確保		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、施設管理班（契約管財課）、消防部（消防本部）、建設部（建設課）									
・市は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設することとする。また、市は、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するために必要な人員を確保することとする。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
代替輸送の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、施設管理班（契約管財課）、消防部（消防本部）、建設部（建設課）									
・道路災害発生時において、道路管理者、市は、幹線道路の長時間にわたって使用不能になる場合など必要に応じて、迂回路の設定および周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施することとする。 ・既存バス路線の変更等に当たっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、交通弱者対策に留意することとする。											

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
雑踏事故の応急対応	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、保健医療班（健康対策課）									

(1) 関係機関の情報連携

行事等の主催者、消防本部、南国警察署、県、市、香美郡医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、または発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図ることとする。

(2) 雑踏事故のおそれがある場合の対応

群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うこととする。

また、消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させることとする。

(3) 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施することとする。

行事等の主催者	行事等の主催者または鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合、迅速に消防本部、南国警察署、県（危機管理・防災課）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努めることとする。
消防本部	①会場および周辺の道路の混雑状況等、救助活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、活動に迅速に着手することとする。 ②必要に応じて広域応援を他の消防機関または県に要請することとする。 ③多数の負傷者が発生した場合、香美郡医師会等へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて救護病院、災害拠点病院と連携し、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携を図りながら、医師の派遣および搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。
医療機関等	①行事等の主催者および消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努めることとする。 ②香美郡医師会等は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めることとする。

第6章 海上災害（人身事故等）

【基本的な考え方】

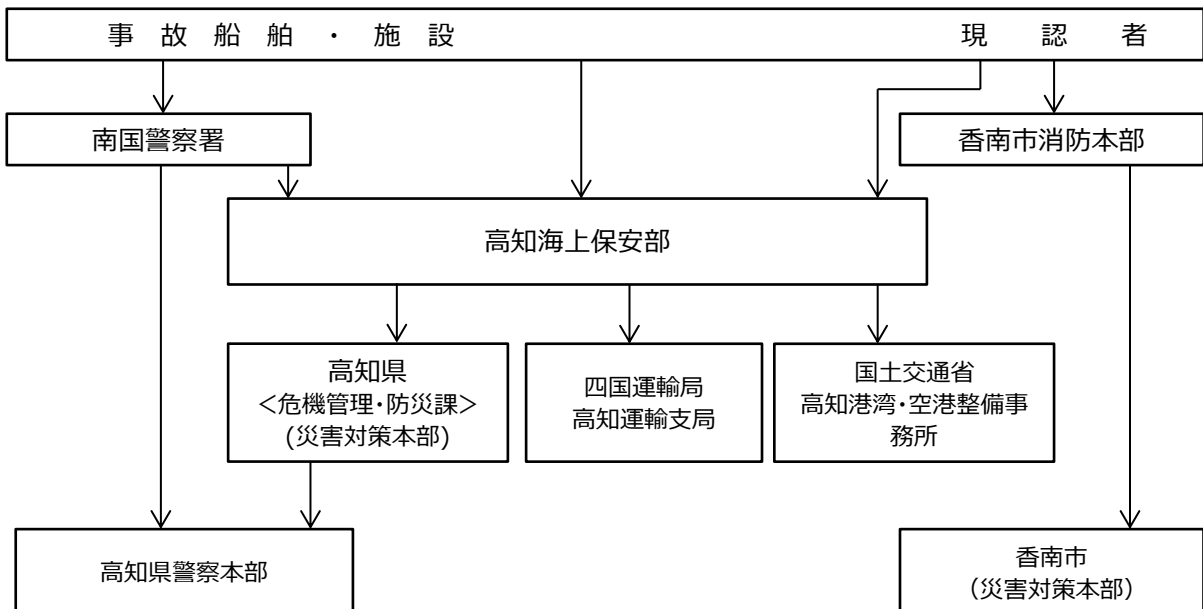
船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した時は、海上保安庁等と連携しながら、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

情報の収集・伝達

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
海上災害の情報伝達	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、建設部（農林水産課）									

- ・事故発生後は、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、相互に緊密な連絡をとり、重油等の流出などに注意を払うものとする。
- ・応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県災害対策本部（危機管理・防災課）に連絡するものとする。
- ・沿岸陸上部からのパトロールに努めるとともに、被災規模・人的被害等の情報を収集し、高知県総合防災情報システムを使用して、情報を伝達するものとする。
- ・収集した情報を整理して、必要に応じ防災関係機関相互に情報を交換するものとする。
- ・事故の発生および災害状況の連絡は、次の伝達系統による。

<収集伝達系統（海上災害 人身事故等）>



応急対策の流れ

本市沿岸地域において海上災害が発生したときまたはおそれのあるときは、救助・救急活動を実施するほか、海上保安部等と連携して、消火活動、負傷者等の救急医療活動を行うものとする。

事項	船長等	国	県	市
海難の発生	・最寄りの海上保安部署、警察署への通報	・海上保安部署による被害規模等の情報収集 ・海上保安部署等から県等への情報連絡	・県海上災害対策本部、地方本部設置	・情報の収集 ・海上災害対策本部の設置 ・必要に応じて災害対策本部の設置
搜索活動		・海上保安部署の巡視船艇およびヘリ等による搜索活動	・海上保安部署の巡視船艇およびヘリ等による搜索活動	・沿岸海域を中心とする搜索活動
救助・救急活動	・救助・救急活動	・海上保安部署は県、沿岸の関係市町と連携をとり、救助救急活動を行う	・海上保安部署等と連携をとった救助救急のための県、県警舟艇ヘリ等の出動	・沿岸海域を中心とする救助・救急活動
医療活動		・海上保安部署から沿岸の関係市町への医療活動要請	・沿岸の関係市町からの要請を受け、高知DMAT等の派遣や医療機関に救護班の派遣を要請	・医師を確保して救護班を編成し負傷者等の医療救護措置を行う ・必要に応じて県に対して県医師会、日本赤十字等の派遣要請を行う
消火活動		・海上保安部署は沿岸の関係市町の消防機関と連携をとり、消火活動を行う	・消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	・消火活動 ・必要に応じて消防相互応援協定に基づく出動要請を依頼 ・必要に応じて県に県外の消防機関の派遣要請
緊急輸送活動		・海上保安部署は緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限または禁止する ・四国運輸局高知運輸支局は県からの要請により、緊急輸送車両または船舶の調達または斡旋を行う ・異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行う	・県警は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行い、迅速に負傷者や救援物資の緊急輸送活動を展開 ・県は、沿岸の関係市町とともに必要に応じて、航空機の臨着場および緊急物資の搬入、搬出等に関する職員の手配を行う	・被害の状況に応じて、車両等の確保配置を行う（困難な場合は県に調達の斡旋を依頼）

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
事故船舶の応急対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										
(1) 関係機関への通報等の実施 海上災害が発生した時、または発生するおそれがある時は、ただちに最寄りの海上保安部署、警察署に通報するとともに、現場付近の者または船舶に対して、注意を喚起する。										
(2) 救助・救護、消火活動の実施 消防機関、高知海上保安部等の指示に従い、積極的に救助・救護活動や消火活動等を行う。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
市の応急対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										
(1) 災害対策本部の設置 大規模な事故については、必要に応じて災害対策本部を設置する。										
(2) 捜索・救助・救急、医療・救護、消火活動の実施 消防本部、消防団は、海上保安部等に協力して、沿岸海域を中心とする捜索活動および救助・救急活動、負傷者の医療、救護措置を講じる。また、火災が発生した場合には状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。										
(3) 応援の要請 防災対策課は、県に対し、医師等の派遣要請や他都道府県の消防機関の応援要請、自衛隊の派遣要請の要求等を行う。										
(4) 警戒区域の設定等の措置 防災対策課は、消防本部や建設課、農林水産課などの関係課や消防団、地域住民などと連携しながら、被害のおよぶおそれのある沿岸の市民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般市民の立入制限、退去等を命じる。										

第7章 海上災害（石油類流出事故）

【基本的な考え方】

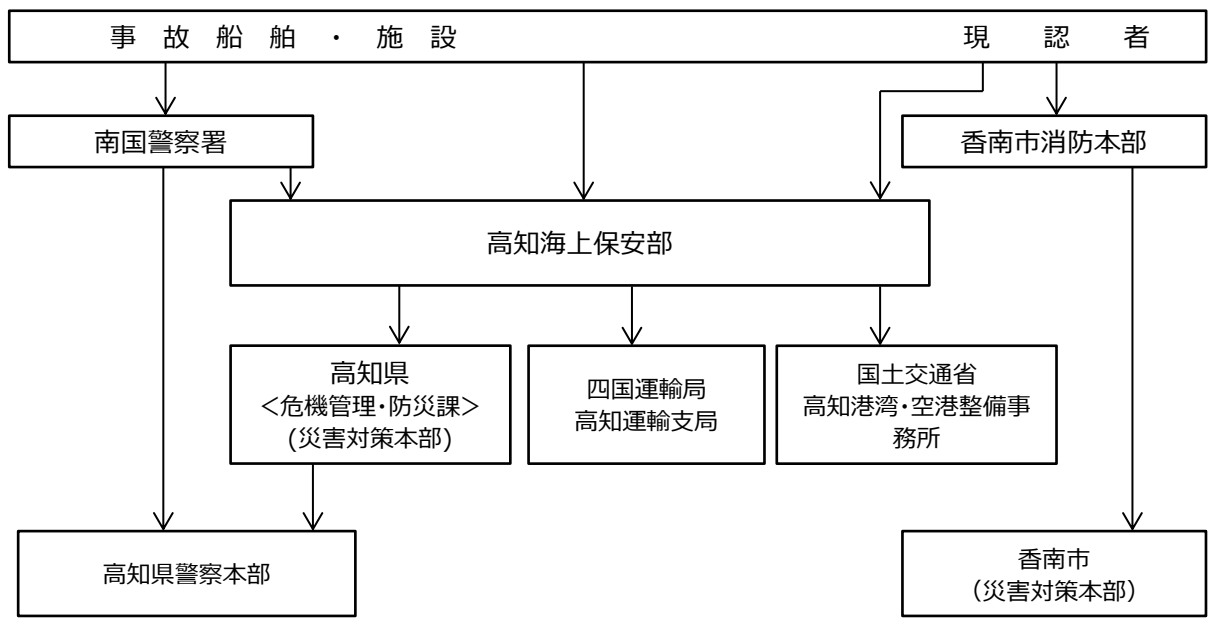
船舶等から、海上に大量の油等が流出した時に、迅速かつ効率的に流出油等の防除等を行う。

情報の収集・伝達

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
海上災害の情報伝達	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、建設部（農林水産課）									

- ・事故発生後は、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、相互に緊密な連絡をとり、重油等の流出などに注意を払うものとする。
- ・応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県災害対策本部（危機管理・防災課）に連絡するものとする。
- ・沿岸陸上部からのパトロールに努めるとともに、被災規模・人的被害等の情報を収集し、高知県総合防災情報システムを使用して、情報を伝達するものとする。
- ・収集した情報を整理して、必要に応じ防災関係機関相互に情報を交換するものとする。
- ・事故の発生および災害状況の連絡は、次の伝達系統による。

<収集伝達系統（海上災害 石油類流出事故）>



応急対策の流れ

海難等が発生して重油等が流出し、沿岸地域の陸岸に漂着した場合または漂着するおそれがある場合は、法令・香南市地域防災計画等に定めるところにより、高知海上保部や高知県等と連携をとり、必要に応じて防除措置のための応急対策の実施に努めることとする。

事項		船長等防除義務者 (原因行為者)	国	県	市
大規模な重油等の流出事故の発生		- 防除措置の実施 - 最寄りの海上保安部署、警察署への通報	- 海上保安部署等から県等へ事故の情報連絡 - 海上保安部署は防除義務者に防除作業を指導	- 情報収集継続 - 海上災害警戒本部設置の準備 - 防除関係者への情報	- 情報の収集 - 防除関係部署は出動準備
発災海域における防除措置			海上保安部署は緊急に防除措置をとる必要がある場合は、海上災害防止センターに指示または自ら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請等を行う		- 海上災害対策本部の設置 - 関係機関への情報連絡 - 必要に応じ災害対策本部の設置
流失油等への警戒	漂着する可能性がある場合		海上保安部署の巡視船艇およびヘリ等による監視	- 海上災害警戒本部の設置 - 防除資機材の調達	- 海上災害対策本部の設置 - 防除資機材の調達 - 陸岸のパトロール
	漂着する可能性が大			- 海上災害警戒本部および地方本部設置 - 中央東土木事務所による陸岸パトロール	- 海上災害対策本部の設置 - 防除資機材の調達 - 陸岸のパトロール - 回収流出油の一時保存場所の選定
沿岸海域における防除対策			沿岸海域における防除作業	海上保安部からの要請を受けた場合、または知事が必要と認めた場合、必要な対応を行う	沿岸海域における必要な防除作業の実施
陸岸における回収作業			- 海上保安部署は県等からの要請に基づき、海上での防除作業に支障をきたさない範囲で陸岸での防除作業を実施 - 知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸に置ける回収作業や資機材の無償貸与または譲渡	- 回収方針策定 - 沿岸市町の回収作業計画の総合調整 - 災害救援専門ボランティアの派遣 - ボランティアの紹介窓口設置 - 必要により自衛隊に派遣要請 - 必要がある場合国の機関や近隣府県に資機材の提供要請や、民間からの買い上げ、斡旋を行う	- 回収作業計画の策定 - 回収作業の実施 - ボランティアの受入れ窓口の設置
回収後の処理		産業廃棄物の場合、船舶所有者は県の指導を受け収集、運搬、処分を行う		産業廃棄物の場合、県が収集、運搬、処分につき、船舶所有者を指導	- 回収流出油の一時保管場所の確保 - 環境調査、広報の実施・補償請求

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
事業者の応急対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										

(1) 事故の通報

海上において大量の油等の流出事故が発生または発生のおそれがある場合は、以下の事項を高知海上保安部に通報するとともに、現場付近の者または船舶に対して、注意を喚起する。

- ①事故発生または発見の日時、場所
- ②事故の概要
- ③流出油等の状況（種類、量、範囲等）
- ④現場の気象および海象
- ⑤その他必要事項

(2) 付近の市民への警告

付近の市民に危険が及ぶと判断される時は、市民に対して避難するよう警告する。

(3) 防除作業の実施

現場の状況に応じて、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収等、流出油等の防除作業を行う。必要に応じて、一般社団法人海上災害防止センターに防除措置を委託する。

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
市の応急対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										

(1) 情報の収集および連絡・通報

防災対策課は、消防本部、建設課、農林水産課など関係課と連携しながら、関係機関から情報を収集するとともに、海上保安部、県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。

(2) 防除作業の実施

消防本部、防災対策課、建設課、農林水産課など関係課と消防団は、必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。また、関係機関の要請に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

(3) 警戒区域の設定等の措置

防災対策課は、消防本部や建設課、農林水産課などの関係課や消防団、地域住民などと連携しながら、災害の危険がおよぶおそれのある沿岸の市民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認める時は、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般市民の立入制限、退去等を命じる。

災害応急活動の実施

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
沿岸海域における重油類の防除対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、 衛生環境班（環境対策課）									
・ 重油等が陸岸に漂着するおそれがある場合、次の措置を講じることとし、初期の段階において有効な防除措置を集中的に実施することとする。 ①必要となる防除資機材の調達 ②重油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測に関する情報の収集 ③消防部においては、現場周辺における火災の発生に備えること。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
離岸における重油類の回収作業	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、 衛生環境班（環境対策課）									
・ 重油等が陸岸に漂着するおそれがある場合、次の措置を講じることとし、初期の段階において有効な防除措置を集中的に実施することとする。 ①回収作業活動については、県が作成した重油等回収方針に沿って実施するとともに、速やかに県に報告することとする。県が作成する回収方針は次の内容とする。 ○海岸全域の漂着状況マップ ○海上保安本部等国の機関の調査結果や助言で周知すべきもの。 ○漂着した海岸ごとの防除範囲、具体的な回収・処理方法 ②重油等の漂着状況、回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収処理ができるよう施策の実施に努めるものとする。 ③回収に必要な資機材を調達した場合は、後の補償交渉を円滑に進めるため、処理の方法およびその妥当性、費用の明細等につき、できる限り詳細な記録を残しておくこととする。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
重油類回収後の処理	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、 衛生環境班（環境対策課）									
・ 流出油等の保管・運搬・処理については、船舶の所有者等の防除措置義務者および防除義務者と委託を受けた海上災害防止センターが主体となっていくこととなっているが、これらの機関が直ちに行うことができない場合は、高知海上保安部等防災関係機関と協議調整のうえ、利用可能な空地等で応急的に一時保管する。 ・ この場合、事後の補償交渉等を考慮して海上災害防止センター等を通じ、またはその指導を受け、事前に保険会社と協議するものとする。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
関係者等への的確な情報伝達	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、 衛生環境班（環境対策課）									
・災害発生後直ちに、被災者の家族・市民・関係者からの問い合わせに対応できる窓口を設置また夜間・休日においても適切な対応ができるよう配慮する。 ・インターネット通信を活用し、市民・関係者に対して的確な情報提供を行う。 ・情報内容として主なものは次のとおりである。 ①災害発生直後 ○災害発生の日時・場所 ○災害の種別と拡大の見通し ○被害状況 ○被災者の安否、収容先病院に関する情報 ○負傷者等の受入れ先医療機関に関する情報 ○交通規制に関する情報 ②二次災害の危険性等に関する情報 ○重油等危険物の漂流、漂着状況 ○漂着した場合の対応 ○回収状況 ○環境への影響										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
ボランティアの受入れ	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、 衛生環境班（環境対策課）									
・大量の流出油の回収作業にボランティアが活動を開始した場合の支援・連携については、受入窓口を設置し、現場での作業分担、役割について調整し、効率的な回収作業を支援する。 ・詳細については、「第 2 部 第 1 章 第 5 節災害ボランティア活動」に基づき実施する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
回収作業従事者の健康対策	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、 衛生環境班（環境対策課）、保健医療班（健康対策課）									
・回収作業従事者の健康保持に努めることとし、作業現場に仮設の救護所を設置する。また、健康管理上の注意事項を明らかにし、回収作業従事者に周知するものとする。 ・回収作業従事者の健康状態を把握し、必要に応じ県中央東福祉保健所長に報告するものとする。 また、健康被害者発生に備え、病院等の受入体制を整備することとする。 ・回収作業が長期化する場合、地域住民の精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講じることとする。										

第8章 大規模火災（林野火災を含む）

【基本的な考え方】

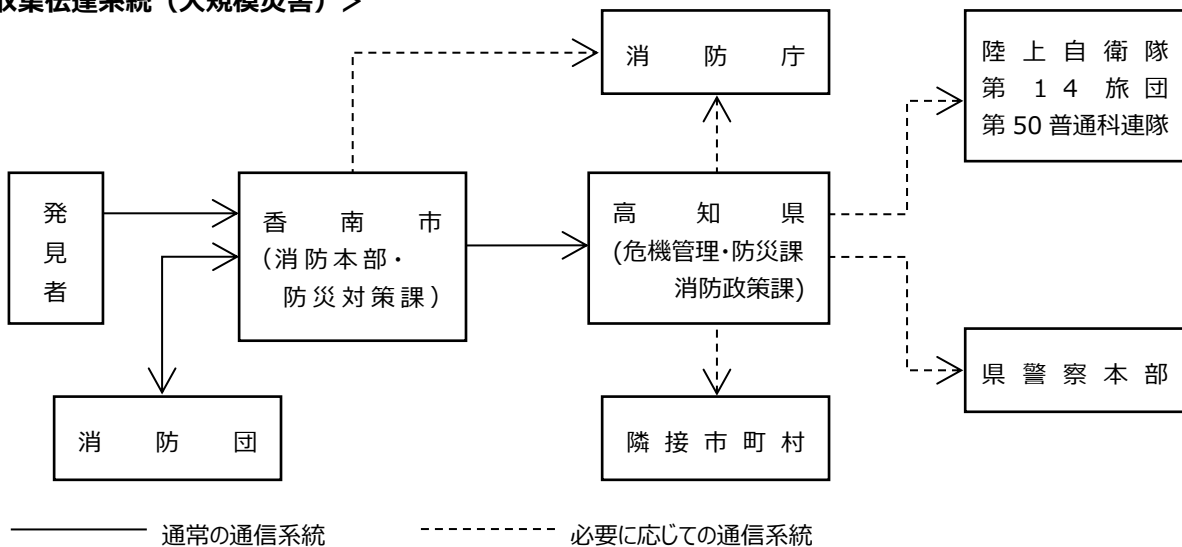
大規模な火災に対して、応援要請などを行いながら、速やかに消火活動、救急・救命活動を行う。

情報の収集・伝達

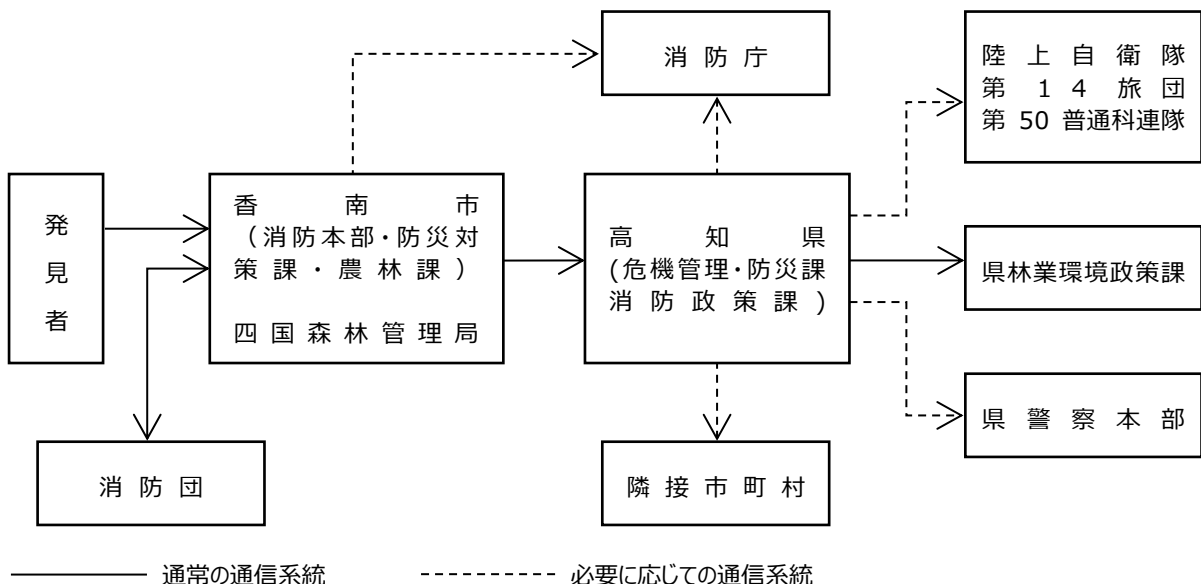
業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
情報の収集と伝達	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										

- ・消防本部は、防災対策課と連携しながら、火災の発生状況や被災状況等についての情報収集を行い、速やかに県へ報告する。
- ・消防本部は、防災対策課と連携しながら、火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁および県への即報を行う。

<収集伝達系統（大規模災害）>



<収集伝達系統（林野火災）>



災害応急活動の実施

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
消火活動の実施	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										
・ 防災対策課、消防本部、消防団は、火災の状況に応じて県警察等と連携した火災防ぎょ活動や現地指揮本部の設置等の応急措置を実施する。大規模な火災については、必要に応じて災害対策本部を設置する。 ・ 現地指揮本部では、各機関の出動部隊との情報連絡手段を確保するため、消防救急無線、自衛隊無線、航空無線、その他関係機関の通信施設を設置し、支障なく使用できるよう体制を整える。 ・ 給水場所の確保においては、消火作業効率が良好な自己給水を優先する。自己給水可能な自然水利（海、河川、ため池）の中から適地を使用する。 ・ 林野火災の場合には、農林課は森林管理者等に森林内の作業員の安全を確保した上で、消火活動への協力を要請する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難の誘導	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										
・ 延焼などにより住民の生命に危険がおよばないよう、防災対策課、消防本部、消防団は、延焼危険区域内の滞在者の緊急避難の呼びかけを行う。負傷者が出た場合には、負傷者救援を行う。										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
応援の要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										
・火災が拡大し、消火が困難なときは、次のとおり応援要請を行う。										
(1) 県への空中消火の要請										
空中消火の実施が必要な場合は、県を通じ県消防防災ヘリコプターによる活動を要請する。										
(2) 他の市町村への応援要請										
高知県内広域消防相互応援協定等に基づき協定締結市町村等へ応援を要請する。										
(3) 自衛隊への派遣要請の要求										
必要に応じ県が行う自衛隊の派遣要請を県に要求する。県との連絡が不可能な場合は、市が直接自衛隊に要請する。										
(4) 消防庁長官への応援要請										
「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」および「緊急消防援助隊要請要綱」の定めにより、知事を通じ緊急消防援助隊の出動等、他の都道府県の消防機関に応援を要請する。										
(5) 協定締結水利管理者への応援要請										
県消防防災ヘリコプター等による空中消火用水補給協力を要請する。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
強風時火災の防ぎょ要領	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									
・火災警報が発令されたときは、概ね次のとおり措置する。										
区 分	業 務（措置）内 容									
火災警報発令下の措置 （消 防 本 部）	①火災警報が発令され気象条件その他により消防長が特に必要と認めるときは第 3 配備を発令し、次長以下全員参集して消防警戒本部を開設して警防業務に当たる。 ②警報の発令、解除は関係機関に通報連絡するとともに、広報車等により一般市民に対する周知を図るために必要な広報を行う。 ③火災の予防警戒を強化する。 ④消防車による警戒を行い、条例に規定された火気使用制限の指導取締りに当たる。 ⑤各種機械器具の点検を行うとともに出動体制を整える。									
火 災 防 ぎ ょ 要 領	①出動部隊はおおむね次の事項を判断して防ぎょに当たる。 ②時期を失しないよう出動指令を行う他、重要方面の延焼防止を第 1 とする。 ③風位と延焼面に注意し、延焼防止を第 1 とする。									
飛 火 警 戒 要 領	①飛火警戒に必要な部隊（消防団）を出動させる。 ②飛火警戒隊は、消防車による警戒を行い、飛火の早期発見と消火に当たり、飛火による火災防止について付近住民に広報する。なお、地域住民による警戒を行う場合もある。									
火 災 拡 大 時 の 措 置	①延焼速度と部隊集結の所用時間および道路・空地・河川等を考慮し、延焼防止線を定めて各隊の移動集結ならびに防ぎょ場所を指定して進展防ぎょに当たる。 ②各隊の防ぎょ担当面を決定し指揮の間隙を少なくする。 ③飛火警戒隊は、飛火警戒の措置をとるとともに避難民の誘導についても注意を払う。 ④消防力の劣勢のため、大火災を阻止出来ない場合は、防ぎょ線（大道路、河川等）を風下方面に設定して部隊を集結するほか、消防法 2 9 条の規定による処分を行う。									

業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
乾燥時火災の防ぎよ要領		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当											
本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、上下水道部											
・火災警報が発令されたときは、概ね次のとおり措置する。											
区 分		業 務（措置）内 容									
水 利 の 確 保		乾燥が長期にわたる場合は、水不足が予想されるので火災時の応急給水について上下水道部と事前に調整する。									
巡 ら 警 戒 制 度 の 強 化		火災の予防警戒、消防通路の確保に当たる。									
そ の 他		乾燥注意報には、火災気象通報または火災警報が伴う場合があるので、警報発令下の措置に準じた事項を実施する。									
業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
自然災害火災の防ぎよ要領		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当											
本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、上下水道部											
区 分		業 務（措置）内 容									
事 前 改 革		主として自然災害による被害発生が予想される場合は、現有消防力を事前に消防活動上適切な場所へ分散配置し、火災発生に際して最大限の効果が発揮できるようにする。									
消 防 隊 の 出 動		出動部隊は重点出動体制を取り、現場活動隊および支援隊に区分して出動させる。火災発生状況により、第1次・第2次・第3次による出動体制をとる。									
現 場 活 動		【現場活動隊】 ①人命救助・延焼防止の活動に主眼を置き、風下の重要対象物を集中防ぎよする。 ②防火水槽、プール、河川等の水利を活用する。 ③延焼防止線の設定および周辺への予備注水を行う。 ④消防力劣勢時は、現場出動部隊の筒先主力を結集して重点的に活動する。 【支援隊】 ①有効な消防水利の確保に努めるとともに、ホース延長路線の確保と保護に当たり、有効な現場活動が維持できるように努める。 ②消防活動上必要な各種の現場情報を収集し、現場指揮者と調整のうえ本部に連絡する。 ③現場警戒区域の設定と市民の避難誘導に当たる。									
業務内容		第1			第2		第3		第4		第5
広域断水時の火災防ぎよ要領		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当											
本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、上下水道部											
区 分		業 務（措置）内 容									
水 利 の 確 保		①増水手配：上下水道部の係員による増水手配（制水弁の開閉） ②自然水利の確保：池、泉水、井戸、水槽、河川、海水、プール等自然水利の確認 ③有効な水利統制									
体 制 ・ 制 度 の 強 化		①部隊の強化編成（乾燥時に準ずる） ②巡回による警戒体制の強化									
そ の 他		①タンク車の優先出動と活用 ②機械性能の保持と積載ホースの増加 ③火気使用者に対する啓発									

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
多発・続発火災の防ぎ要領		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、上下水道部									

区 分	業 務（措置）内 容
部 隊 運 用	①出動部隊数の制限 ②余裕分隊（出動したが活動の必要を認めないもの）の即時引揚げ ③消防団員による残火整理
残 留 部 隊 の 確 保	非番員を招集して部隊の編成を行う。
そ の 他	①出動体制の迅速化（特に第 1 現場引揚げ後） ②使用ホースの確保 ③広報および啓発（予防課員による）

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
特殊火災の防ぎ要領		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、上下水道部									

(1) 危険物火災防ぎ要領

産業の進展にともない、危険物の貯蔵、取扱数量は急激に上昇し災害もまた増大の傾向にあり、これらの災害を未然に防止し、または災害を最小限に止める。

区 分	業 務（措置）内 容
消 防 部 隊 の 運 用	①部隊の運用は、危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、その危険性（爆発性、引火性、有毒ガスの発生）等と周辺の消防事象とを判断して有効と認める車両、消火薬剤、資材を最大限に運用して化学消防を図る ②消火薬剤等の緊急輸送、消防警戒区域の設定等の要員手配、部隊の増強手配、消防相互応援協定都市への応援要請を図る。
防 ぎ 上 の 留 意 点	①現場到着と同時に危険物の数量、種類、所在、燃焼状況を迅速に見極め、施設関係者（所有者、管理者、危険物取扱主任者等）と連絡を取って状況判断の正確を期する。 ②危険物の燃焼状態と性状に適応する消火に留意し、消火薬剤、土砂等の緊急手配を考慮して計画的消火に努める。 ③有毒ガスの発生に留意し、空気呼吸器、防毒マスク等を装着し、風向風速、発散方向およびガスの濃度にも留意し、市民等の避難誘導等を考慮する。 ④注水により爆発、延焼拡大のおそれのある危険物には、ヒル石または乾燥砂を用いる。 ⑤未燃焼の危険物施設、一般建物の延焼阻止、冷却注水を重点的に行う。 ⑥泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して消火を図る。 ⑦防油堤、配管部からの油類の流出を土のう等で築堤流出拡大を防止し、泡消火を図る。 ⑧爆発、ボイルオーバーによる危険防止と強烈な輻射熱による火傷を防ぐ。 ⑨爆発、飛散等による飛火警戒に留意する。
そ の 他	消火薬剤の保有量および調達先は次のとおりである。

＜消火薬剤等保有量＞

種 別		数 量
合成界面活性剤泡（ミラクルフォームa）		2 1 0 ℓ
吸収剤	二次汚染防止型油処理剤（オイルメディスーパ）	1 0 ℓ
	路面用油吸着剤（AC ライト）	1 0 kg×7 袋
乳化処理剤		3 0 0 枚
ピックアップ式砲ノズル		1 本
ネット式簡易発砲器		2 組

＜消火薬剤の取扱業者一覧表＞

業者名	所在地	TEL	種別
（有）共栄防災設備	高知市葛島4丁目2番29号	088-884-1886	全般
（株）高知消防システム	高知市介良甲985-5	088-860-5111	全般
（株）中村防災サービス	高知市春野町仁ノ1549番地	088-894-4455	全般
（株）藤島	高知市南川添1-28	088-882-1333	全般

（2）液化ガス（LP ガス）、毒劇物火災の防ぎよ要領

区 分	業 務（措置）内 容
液化ガスにおける防ぎよ上の留意点	①ガス漏出時は直ちに漏えい量、風向、風速等を考慮し警戒区域を設定して、警察関係機関の協力を求め、一切の火気使用および車両の通行を禁止するとともに、人命の保護を優先し広報活動、避難指示ならびに誘導を行う。 ②施設関係者および施設高圧ガス保安監督者、高圧ガス取扱（販売）主任者等のガス技術者と迅速に連絡を取り実態の把握に努めなければならない。 ③現場の出動車両は、漏えいガス拡散範囲外で防ぎよ部署、負傷者等の収容、現場広報等の活動を行う。 ④火災現場の状況によりタンク等が既に誘爆、連続爆発を起し、火勢が拡大しているときは、隊員の危害防止に留意し、延焼防止を主にして冷却注水を行う。 ⑤液化ガスは、空気より比重が重く、低く流れて拡大し、地表近くに停滞し、空気と混合して爆発範囲の混合ガスを形成する事例が多いので、消火後のガス噴出と周辺の状況を考慮して消火の要否を決定し、適正な消防活動を図る。 ⑥空気呼吸器、ガス検知器等の有効な使用を図る。 ⑦漏えいガスが燃焼していないときは、気化ガスの引火爆発防止に主眼を置き、避難誘導と併行して引火した場合の延焼防止体制をとる。
毒劇物等における防ぎよ上の留意点	毒劇物の貯蔵、取扱施設における火災防ぎよに際しては、専門家の立合を求めてその数量、種類、危険性を早期に把握し、隊員および関係者ならびに付近住民の人命保護を図る。

(3) RI 関係施設の火災防ぎょ計画

放射性物質関係施設の火災防ぎょについては、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル（平成20年2月一部改訂）」に基づき実施するものであるが、概ね次のとおりである。

警 防 計 画	警防計画は次の要領により樹立し、この計画に基づいて実施する ①警防計画は、警防計画図および警防計画説明書を作成する ②警防計画図は平面図、付近見取図に分類し、放射性物質の所在、建物の状況、排水施設、消防水利等を明確にする ③説明書は、放射性物質の性状、量、消火設備等について明記する
放 射 能 の 検 出	事故発生時の放射能検出については、現場関係者の協力を求めて検出を行い、汚染防止、警戒区域の設定等に資する
防 ぎ ょ 行 動	①消防本部は現場に現場指揮本部を開設し、火勢、検出者の検出結果、関係者の意見等により防ぎょおよび汚染防止の方針を決定する。 ②警戒区域の設定は安全度を十分に取り、後刻縮小することはあっても拡大することのないようにする。関係者の指示する範囲および放射線が毎時0.5mSv（マイクロシーベルト）以上検出される区域は警戒区域とする ③使用する消防水利、消防進入路、注水および残火整理等については関係者の意見を尊重してこれを行う
救 難 ・ 人 命 救 助 等	①現場指揮者は、状況により放射線障がい等が警戒区域外におよぶと判断した場合は関係者の意見に基づき避難指示を行い、被害の軽減に努める ②人命検索・救助等は、一般火災に準じて行うほか職員の放射線障がいに留意する
救 急 行 動	①放射線障がいを治療できる医療機関に搬送する ②隊員の汚染については十分留意する ③救急資材の処理は、関係者の意見に従い行うこと

(4) 特殊火災の消防団活動

特殊火災については、一般建物の延焼防止および避難誘導、消防警戒区域の設定、飛火警戒に当たる。

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
二次災害の防止	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										

・林野火災の場合は、降雨にともなう土砂災害が発生しやすくなることが想定されるため、危険箇所の点検等を実施する。

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
火災気象通報	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										

・市長は、県から火災気象通報の伝達を受けた時、または火災警報の発令基準に該当した時は、必要により火災警報を発令する。

・防災対策課は、関係課と連携しながら、防災行政無線や広報車等を活用して、市民に対し、警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例等で定める火気の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

<火災気象通報の基準>

高知地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

第9章 原子力事故災害

【基本的な考え方】

本市は、四国電力伊方原子力発電所から直線距離で100km以上、福井県や島根県の原子力発電所からは約300km離れているが、福島第一原子力発電所事故では、約300km離れた首都圏にも放射性物質の影響が生じており、香南市においても影響を想定していく必要がある。また、放射性物質輸送中の事故等も考えられる。

原子力事業者の事故等による放射性物質の飛散が発生した際は、原子力事業者から国・県等への通報が義務づけられており、市は、本市への影響に関する迅速な情報の収集と市民への伝達に努めるとともに、必要に応じて、屋内退避等の措置や、食品・飲料水の摂取制限などの措置を実施する。

放射性物質に係る事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合において、市民を放射線から守るため、第一次的責任者である放射性物質を取扱う業者のほか、防災関係機関は、緊密な協力のもとに本計画の定めるところにより、各種応急対策を迅速に実施し、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、市民の不安を解消するために必要な事項を定めるものとする。

第1節 総則

1 計画の趣旨

原子力施設に係る事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合において、「原子力災害対策特別措置法」、中央防災会議が定める「防災基本計画（原子力災害対策編）」および原子力規制委員会が定める「指針」、「高知県原子力災害対策行動計画」（平成26年9月）、や高知県の地域防災計画等に基づき原子力事業者等の原子炉の運転等により放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県等の防災関係機関がとるべき措置を定めることとする。

役割分担

実 施 担 当			実施内容に関する事
市災害対策本部	(原子力事故災害)	本 部 長	(1) 災害対策本部設置の決定 (2) 災害対策本部閉鎖の決定
		対 策 本 部 班	(1) 非常参集指令の各部への連絡 (2) 災害対策本部の設置に関する事 (3) 災害対策本部の設置または閉鎖の通知に関する事 (4) 本部会議に関する事 (5) 本部室等必要居室の確保に関する事 (6) 本部室必要機材の設置に関する事 (7) 応急対策に従事する職員等の福利厚生に関する事
	(放射線物質事故災害)	統 括 部	(1) 防災関係機関との連絡調整に関する事 (2) 放射線事故災害対策本部の設置に関する事 (3) 災害状況広報に関する事 (4) 要員、資機材、搬送車両の調達および要請に関する事
		医 療 要 配 慮 者 対 策 部	(1) 被災者の医療に関する事 (2) 医療機関との連絡および出動要請に関する事
		物資・環境対策部	(1) 環境対策に関する事
		消 防 部	(1) 消防活動対策に関する事 (2) 現地災害対策本部に関する事 (3) 被害状況の把握と情報の収集に関する事 (4) 必要資機材の調達に関する事 (5) 被害の軽減措置に関する事 (6) 避難誘導の実施に関する事
	南 国 警 察 署		(1) 交通規制の実施に関する事 (2) 県警本部との連絡調整に関する事

応急対策の流れ

<核燃料物質等の事業所外運搬の場合>

事項	原子力事業者・発見者 (通報のみ)	国	県	香南市
事故等の発生	事故等の発生の通報	- 事故等の発生の通報の受領 - 放射性物質輸送事故対策会議の開催	- 事故等の発生の通報の受領[警察] - 事故等の発生の連絡の受領	- 事故等の発生の通報の受領[消防] 県、市長部局への連絡[消防]
危険時の措置	- 立入制限区域の設定 - 汚染、漏えいの拡大防止対策 - 遮へい対策 - モニタリング - 消火・延焼の防止 - 救出 - 避難 - 必要な要員の派遣 - 他の原子力事業者に対する要員・資機材の派遣要請			
特定事象の発生	特定事象発生の通報	- 特定事象発生の通報の受領 - 関係省庁事故対策連絡会議の開催 - 職員および関係機関の専門家の派遣 - 必要な資機材の動員	- 特定事象発生の通報の受領 - 隣接市町村への通報 - 関係機関への連絡 - 災害警戒本部の設置	- 特定事象発生の通報の受領 - 関係機関への連絡 - 災害警戒本部の設置
原子力の緊急事象の発生	- モニタリング結果等の継続的連絡 - 原子力災害合同対策協議会への参画	- 原子力緊急事態宣言の発出 - 原子力災害対策本部および現地災害対策本部の設置 - 原子力災害合同対策協議会の設置	- 災害対策本部の設置 - 原子力災害合同対策協議会への参画	- 災害対策本部の設置 - 原子力災害合同対策協議会への参画
応急対策（緊急事態応急対策）の実施	- 緊急事態応急対策の実施 - モニタリングの継続的实施 - 地方公共団体が行うモニタリング活動の支援 - 通信手段の確保 - 周辺住民等への情報伝達活動 - 国民への的確な情報の伝達 - 救助・救急活動の実施 - 消火活動の実施 - 放射性物質による汚染の除去	- 緊急事態応急対策の実施 - 必要な情報収集 - 地方公共団体が行うモニタリング活動の支援 - 通信手段の確保 - 周辺住民等への情報伝達活動 - 国民への的確な情報の伝達 - 避難指示等の実施の指示 - 防衛大臣に対する自衛隊の部隊の派遣要請 - 広域緊急援助隊の必要的派遣 - 緊急消防援助隊の必要的派遣 - 緊急被ばく医療派遣チームの派遣 - 除染・障がい治療 - 地方公共団体への助言	- 緊急時モニタリングの結果の収集 - 公的研究機関等への緊急時モニタリング実施要請 - 災害広報の実施 - 各種相談の実施 - 救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等 - 緊急時医療対策の実施 - 飲料水、飲食物の摂取制限等 - 汚染の除去に係る協力 - 避難行動要支援者対策の実施 - 社会秩序の維持対策の実施 - 交通の確保対策の実施（県管轄道路）	- 緊急時モニタリングを実施した場合の結果の連絡[消防] - 緊急時モニタリング結果の収集 - 災害広報の実施 - 各種相談の実施 - 避難対策の実施 - 救助・救急活動の実施[消防] - 救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等 - 緊急時医療対策の実施 - 消火活動の実施[消防] - 飲料水、飲食物の摂取制限等 - 汚染の除去に係る協力 - 避難行動要支援者対策の実施 - 社会秩序の維持対策の実施

＜放射性同位元素等の事業所外運搬の場合＞

事項	放射性同位元素取扱事業者・発見者 (通報のみ)	国	県	香南市
事故等の発生	・事故等の発生の通報	・事故等の発生の通報の受領 ・放射性物質輸送事故対策会議の開催	・事故等の発生の通報の受領[警察] ・事故等の発生の連絡の受領	・事故等の発生の通報の受領[消防] ・県、市長部局への連絡[消防]
危険時の措置	・消火・延焼の防止 ・避難の警告 ・救出 ・汚染の拡大防止・除去 ・放射性同位元素の移動、立入禁止 ・その他放射線障がい防止するために必要な措置(放射線量の測定等)	・放射性同位元素取扱事業者に対する措置命令	・災害警戒本部の設置	・災害警戒本部の設置
災害の発生	・危険時の措置の継続的实施	・必要な対策の実施	・必要な対策の実施	・必要な対策の実施

2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲

(1) 原子力発電所の概要

<四国電力株式会社 伊方発電所>

ユニット		1号機	2号機	3号機
所在地		愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3		
定格電気出力		56.6 万 kW	56.6 万 kW	89 万 kW
原子炉型式		加圧水型軽水炉 (2ループ)	同左	同左 (3ループ)
燃料	種 類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン ウラン・プルトニウム 混合酸化物
	全ウラン製荷量	約49トン	約49トン	約74トン
運 転 開 始		1977年9月30日	1982年3月19日	1994年12月15日
運 転 終 了		2016年5月廃止	2018年5月廃止	

(2) 原子力発電所と本市の位置関係



(3) 原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定等、原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

以下は、原子力規制委員会が定めた区域である（原子力規制委員会「原子力災害対策指針」より抜粋）が、本市においては、これらの区域内に位置していないため、該当しない。

区域	原子力施設からの距離	定義
予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）	おおむね半径 5 km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。
緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）	おおむね半径 30 km	放射性物質の拡散による確率的影響を最小限に抑えるため、環境モニタリング等の結果を踏まえた「運用上の介入レベル（OIL）」や「緊急時活動レベル（EAL）」に基づき、緊急防護措置を準備する区域
プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area） ※原子力災害対策指針（平成29年7月5日改正）で削除	UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である半径30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。 プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。 以上を踏まえて、PPAの具体的な範囲および必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。	

(4) 放射性物質又は放射線の放出形態および被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質または放射線の放出の形態および住民等の生命または身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出された放射性物質は、気体状または粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風向によっては本市にも影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に

用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2) 被ばく経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施にあたっては双方を考慮する必要がある。

ア 外部被ばくとは、体外にある放射性源から放射線を受けることである。

イ 内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

【災害発生時のイメージ図】

※放射性物質や放射線は実際には目に見えません。



「被ばく」と
「汚染」の
違い

「被ばく」：人や動物が放射線を浴びること

「汚染」：放射性物質が皮膚や衣類に付着した状態

洗ったり拭き取ったりして、放射性物質を落とす作業(除染)を行います。

出典：佐賀県「原子力防災の手引き」

3 災害の範囲

施策の方向性	担当課	関係機関
災害の範囲	防災対策課、消防本部	高知県
(1) 事業所外運搬災害等 放射性物質の事業所外運搬において、放射性物質または放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体および財産に被害が生じ、または生じるおそれがある場合 (2) 放射性同位元素取扱事業所災害等 放射性同位元素または放射線が異常な水準で放射性同位元素取扱事業所外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体および財産に被害が生じ、または生じるおそれがある場合 放射性物質の事業所外運搬において、放射性物質または放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体および財産に被害が生じ、または生じるおそれがある場合 (3) 不法廃棄等事案 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生し、市民の生命、身体および財産に被害が生じ、または生じるおそれがある場合 (4) 市外原子力災害等事案 市外における原子力災害等の発生により、市内において社会不安が高まる事態が発生し、市民の生命、身体および財産被害が生じ、または生じるおそれがある場合		

4 体制の整備等

施策の方向性	担当課	関係機関
体制の整備等	防災対策課、消防本部	高知県
(1) 活動・連携体制の整備 市は、災害発生において協力を要請する予定の機関に対し、あらかじめ相互応援が可能なように平時から連携強化に努めるものとする。		
1	災害発生時には、高知県、文部科学省等の省庁およびその他関係機関に対して、必要な情報連絡が行えるよう情報連絡体制を整備する。	
2	近隣市町村および協定市町とは、保有する資機材の相互使用、保管担当部局等の情報を積極的に交換する。	
3	市は、放射線被ばくを受けた者、または被ばくを受けたおそれのある者の収容機関を把握する。	
(2) 保安管理体制の徹底		
1	放射性物質取扱事業所は、市民の安全を確保するため関係法令を遵守し、放射性物質事故災害の防止に努めるものとする。	
2	事業者は、放射性物質事故災害の予防に係る計画、資機材等の整備および点検、従業員に対する防災教育の実施、事故発生時における通報、応急措置および避難対策を実施するための防災組織の整備を図る。	
3	事業者は、施設等において放射線の異常漏えい等が発生した場合は、直ちに消防機関等に状況を報告するものとする。	
(3) 情報の収集・伝達体制の整備		
1	平素から緊急時の情報収集および連絡体制を整備しておくこととし、以下の資料を備えるものとする。 ①関係機関の名称、所在地、電話、FAX 番号等の一覧表 ②関係機関同士の連絡経路	
2	高知県総合防災情報システムおよび携帯電話を利用した電送装置等の使用方法に習熟し、高知県および災害対策本部への災害情報、災害現場写真を伝達する体制を整備するものとする。	
3	防災行政無線等を利用した情報収集、連絡の整備を行うものとする。	
(4) 情報の分析整理 高知県等が実施する各種セミナー、講演会への参加を通じて次の専門的な知識を習得し、情報の分析、整理に努める。		
1	放射線の性質、単位等の基礎的な事項に関すること	
2	対象原子力災害等の対策体制および組織に関すること	
3	原子力施設等の概要に関すること	
4	対象原子力災害等とその特性に関すること	
5	放射線による健康への影響および放射線防護に関すること	
6	モニタリング実施方法および機器に関すること	
(5) 安定ヨウ素剤備蓄の整備 本市は、UPZ 圏外に立地しており、原子力災害発生時において屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。		

第2節 災害予防計画

1 即応体制の整備

施策の方向性	担当課	関係機関
警戒体制をとるために必要な体制等の整備	防災対策課	高知県
市は、県から警戒事態もしくは施設敷地緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡を行えるよう、必要な体制を整備するものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
災害対策本部体制等の整備	消防本部	高知県
- 市は、全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。 - また、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
消防の相互応援協定	防災対策課	高知県
市は、消防の応援について県外の近隣市町村および県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	防災対策課	高知県
- 市は、大規模な原子力災害が発生した場合、飲料水、農林畜水産物等が放射性物質に汚染されるおそれがあることから、内部被ばくを防ぎ、住民の安全や健康を適切に守るための対策が講じられるよう、飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制の整備に努めるものとする。 - 飲料水、飲食物の摂取制限等を行うにあたっては、住民等への安全な飲料水、飲食物の供給体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
防災業務関係者への研修	防災対策課	高知県
市は、県や関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟を図るものとする。		

2 情報の収集・伝達体制等の整備

施策の方向性	担当課	関係機関
情報の収集・伝達体制の整備	防災対策課	高知県
・原子力施設等で大規模な事故が発生した場合、非常時の情報連絡を直ちに受けるとともに、国、県やその他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、その状況等を住民に広報する必要がある。このため、市は、県、原子力事業者等およびその他防災関係機関と原子力災害に関する情報の収集・伝達を円滑に行うため、以下に掲げる事項について体制の整備を行うものとする。 (1) 市と関係機関相互の連携体制の確保 市は、原子力災害に対し、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。 (2) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。 (3) 移動通信系の活用体制 関係機関と連携し、移動系防災行政無線（携帯型）、携帯電話、無線 wifi を活用したシステム等による移動通信系の活用体制の整備を図る。		
施策の方向性	担当課	関係機関
通信手段・経路の多様化	防災対策課	高知県
・市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県および原子力事業者からの状況報告や防災関係機関からの連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努めるものとする。 (1) 防災行政無線の保守・運用 防災行政無線の使用に支障をきたさないよう、機器の保守点検を定期的に行うものとする。 (2) 他の通信手段の確保 総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修会等の機会において、香南市メール配信サービス等を活用した情報伝達訓練等を行うものとする。 (3) 高知県総合防災情報システムの活用 (4) 香南市メール配信サービスの活用		

3 住民等への的確な情報伝達体制整備

施策の方向性	担当課	関係機関
情報項目の整理	防災対策課	高知県
市は、原子力災害における住民等への情報伝達がわかりやすく、かつ円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。		
施策の方向性	担当課	関係機関
情報提供体制の整理	防災対策課	高知県
- 市は、住民等に対する的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。 - 情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、多様なメディアの活用や自主防災組織、町内自治会、民生委員・児童委員等との協力・連携に努める。		
施策の方向性	担当課	関係機関
相談窓口の設置等	防災対策課	高知県
- 市は、県と連携して、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24 時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。 - また、市は、災害発生後のストレスによる心や体のケアに対応するため、心身両面の相談体制を整備する。		
施策の方向性	担当課	関係機関
原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発	防災対策課	高知県
- 平常時から住民等の原子力防災に対する意識の向上を図るため、市は次に掲げる事項等について、継続的な広報活動を実施する。 - 防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者や被ばくによる健康リスクが高い青少年への普及・啓発を図られるよう努める。		
1	放射性物質および放射線の特性に関すること	
2	原子力施設の概要に関すること	
3	原子力災害とその特性に関すること	
4	放射線による健康への影響および放射線防護に関すること	
5	緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること	
6	屋内退避や避難に関すること	
7	緊急時にとるべき行動および留意事項に関すること	
8	放射性物質による汚染の除去に関すること	
9	放射性物質により汚染されたもの、またはそのおそれのあるものの処理に関すること	
施策の方向性	担当課	関係機関
防災関係機関による防災訓練の実施	防災対策課	高知県
市、県等の防災関係機関および施設設置者は、相互に連携した訓練を実施するものとする。		

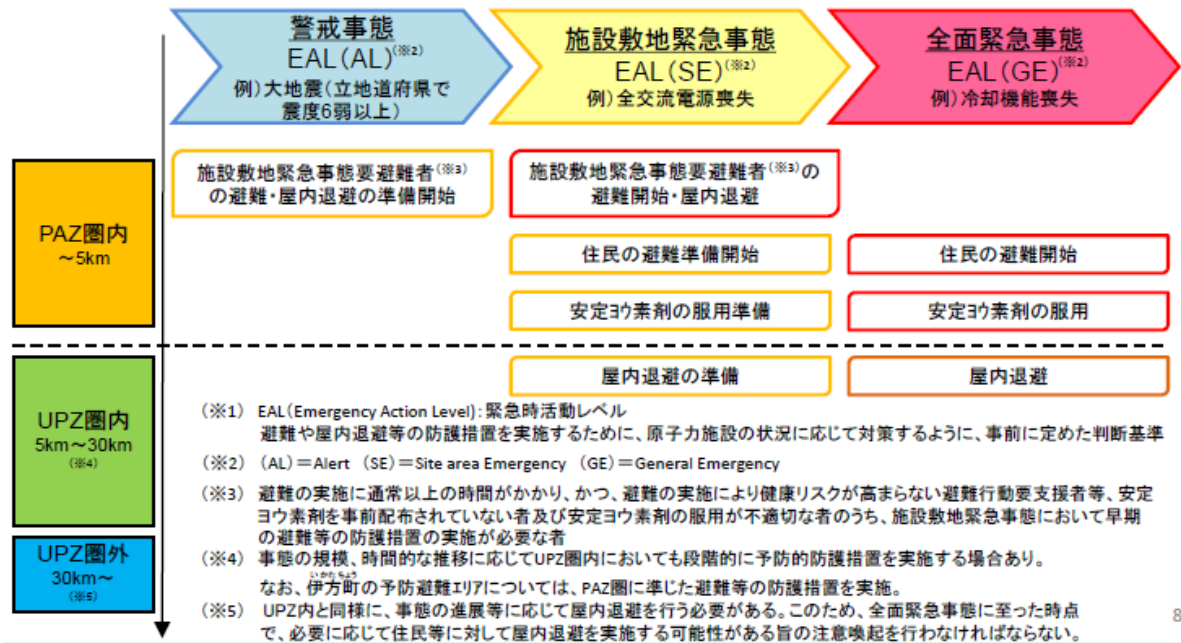
第3節 災害応急対策計画

1 災害応急体制の確立

緊急事態における対応体制（伊方地域の緊急時対応）

◎ 原子力災害対策指針が定める**緊急防護措置**（緊急時活動レベル：EAL^{*1}）

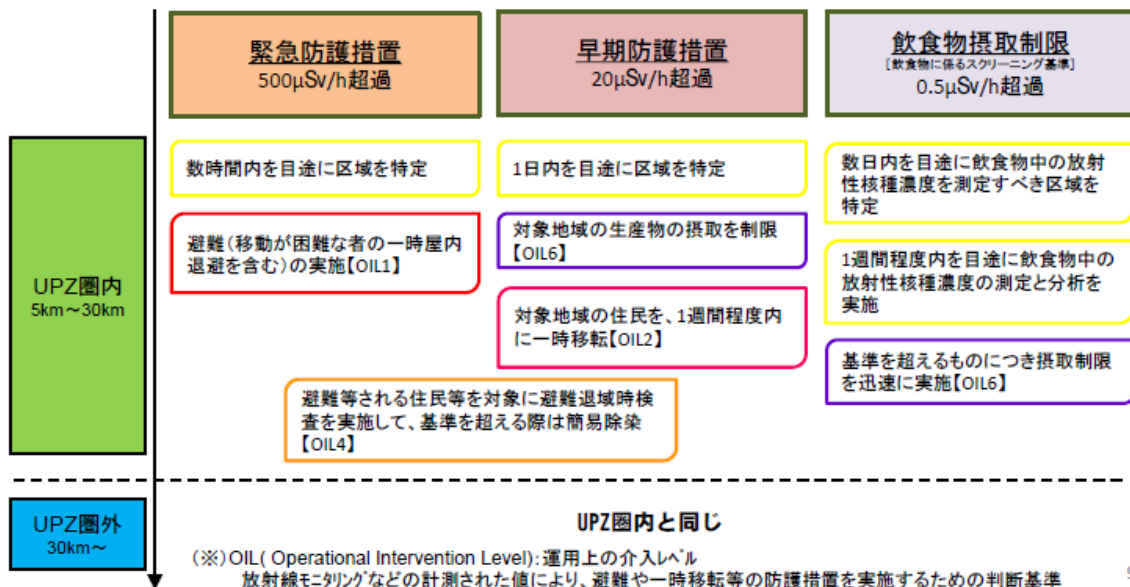
- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



出典：伊方地域の緊急時対応 内閣府

◎ 原子力災害対策指針が定める**緊急防護措置**（運用上の介入レベル：OIL^(※)）

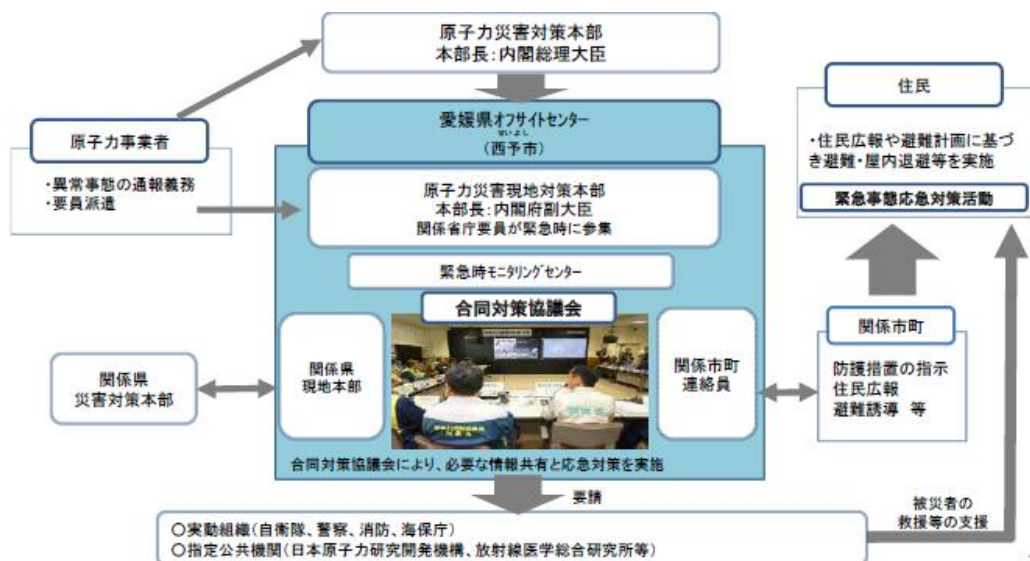
- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



出典：伊方地域の緊急時対応 内閣府

◎ 国の対応体制

- 伊方町において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁および内閣府(原子力防災担当)の職員が参集し、現地ワイルドセンター（OFC）および原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時にリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置および関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣および国の職員を現地ワイルドセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部および原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



出典：伊方地域の緊急時対応 内閣府

事業所外運搬災害等の場合	①核燃料物質等の事業所外運搬の場合 市は、特定事象発生の通報があった場合は、直ちに、応急対策の実施に備え、必要な体制を整え、情報の収集・伝達に努めるものとする。原子力緊急事態宣言が行われた場合には、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策を実施するものとする。 ②放射性同位元素等に係る事業所外運搬の場合 市は、放射性同位元素に関し、地震、火災その他の災害が起ったことにより、放射線障がいが発生するおそれがある、または発生を覚知した場合は、直ちに応急対策の実施に備え、必要な体制を整え、情報の収集・伝達に努めるものとする。また、応急対策を実施するため、または応急対策に備えるため必要があると認めるときは、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策を実施するものとする。
放射性同位元素取扱事業所災害等の場合	上記②と同様に対応するものとする。
不法廃棄等事案の場合	市は、必要に応じ、災害広報等の応急対策を実施するものとする。
市外原子力災害等事案の場合	市は、必要に応じ、災害広報等の応急対策を実施するものとする。

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害対策本部（原子力事故災害対策本部）の設置基準		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、衛生環境班（環境対策課）									
・ 県から警戒事態もしくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合は、原子力事故災害対策本部等を設置するものとする。また、本部を設置した場合は、県に報告する。											
本部	配備	配備基準				主な活動					
災害警戒本部	第1号配備体制	○県から警戒事態もしくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合				○災害情報の収集、伝達 ○緊急時モニタリングへの協力体制の確立 ○住民等への情報提供活動					
災害対策本部	第2号配備体制	○全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 ○県が災害対策本部を設置した場合または市長が必要と認めた場合				○災害情報の収集、伝達 ○緊急時モニタリングへの協力 ○住民等への屋内退避の注意喚起					
	第3号配備体制	○国からの指示等により、住民等に対し、屋内退避もしくは避難のための立退きの指示があった場合				○災害応急対策の全活動					

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害対策本部の設置場所		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、衛生環境班（環境対策課）									
・ 原子力事故災害対策本部は、市庁舎 3 階会議室に設置する。											

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、衛生環境班（環境対策課）									
・ 県から屋内退避、避難等の防護対策の指示があった場合、防災対策課は、関係課と連携しながら、市民等に周知するほか、県による指示がない場合においても、必要に応じて、市民に対して、屋内退避、避難等の指示を行う。											
(1) 退避および避難に関する基準											
市は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が次表の＜退避および避難に関する指標＞に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、当該地域住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避または避難の区分に応じた措置をとるものとする。											
その他放射性物質または放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとるものとする。											
予測線量（単位 mSv）		防護対策の内容									
全身外部線量	甲状腺等の各臓器の組織線量										
10～50mSv	100～500mSv	○住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際窓等を閉め気密性に配慮すること。									
50mSv 以上	500mSv 以上	○住民は、避難またはコンクリート建家の屋内に退避すること。									
参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」											
(2) 退避等の方法											
市は、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、地区住民を退避または避難させるものとする。											
また、避難時の服装等について、次のとおり、防災行政無線または広報車等により住民への周知を図るものとする。											
＜避難時の服装等＞											
1	ゴーグル、マスク、ビニールカップ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防いで避難すること。										
2	避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。										
参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」											
(3) 警戒区域の設定											
市は、災害対策基本法等に定める基準に従い、特に必要と認めるときは警戒区域を設定することとする。											
市は、警戒区域およびその周辺における立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難場所		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、避難所管理班（市民保険課）									
・ 市は、発災時に必要な避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。											
➤施設-10 指定避難所等一覧											

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
要配慮者への配慮		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、要配慮者班（高齢者介護課）									
・市は、避難誘導、避難場所での生活環境に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害対策本部（放射性物質事故災害対策本部）の設置基準		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、衛生環境班（環境対策課）、消防部									
・市長は、次の場合放射性物質事故災害対策本部を設置するものとする。また、災害対策本部を設置した場合は、県に報告する。											
1	放射性物質事故が発生し、多大な被害が生じた場合またはそのおそれがある場合において、災害応急措置を実施し、または災害応急対策に備えるため、必要があると認められるとき。										
2	その他不測の事態が生じ、または生じるおそれがあるため、必要があると認められるとき。										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
放射性物質事故災害対策本部の設置場所		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、衛生環境班（環境対策課）、消防部									
1	放射性物質事故災害対策本部は、本庁舎 3 階会議室に設置する。										
2	必要に応じて、事故現場に近い利便の良い場所に現地災害対策本部を設置する。										

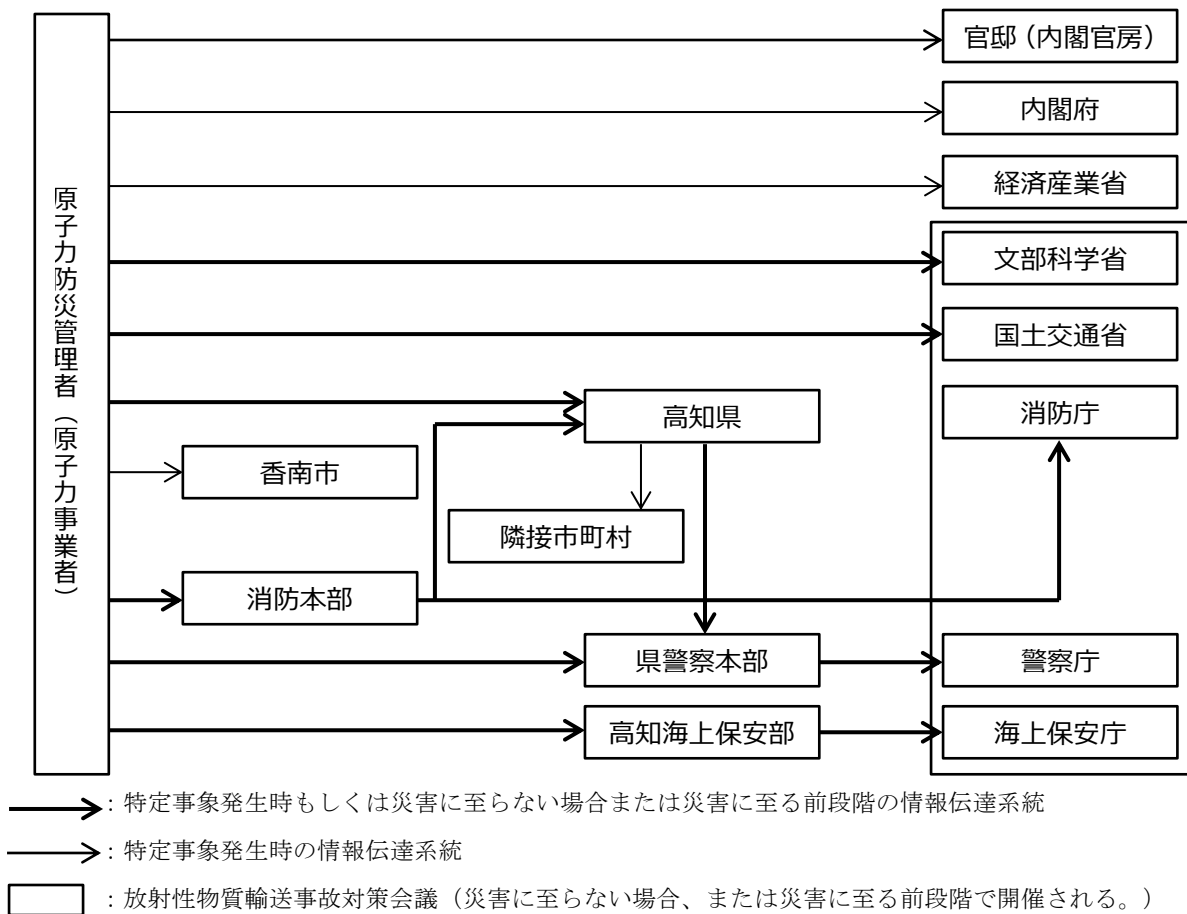
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
職員の動員配備指令		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、衛生環境班（環境対策課）、消防部									
(1) 防災指令											
本 部 長		災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各部長に防災指令を発令する。									
統 括 部 長		次の基準にしたがって本部長に防災指令の発令について進言する。									
<防災指令の種類と基準>											
防災指令の種類		防災指令の発令基準									
		大規模事故等									
防 災 指 令 第 1 号		事故等により、小規模かつ局地的な災害が発生し、またはそのおそれがあるとき									
防 災 指 令 第 2 号		事故等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、被害の拡大が予想されるとき									
防 災 指 令 第 3 号		事故等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき									
(2) 配備体制											
勤務時間内に災害が発生した場合		各部は通常の業務を一時停止、または縮小し、定められた配備につく。									
勤務時間外に災害が発生した場合		防災指令の基準により配備体制を判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。なお、突発性重大事故等の発生を知った場合等については、職員は自主参集するものとする。									
災害発生直後に第 1 号または第 2 号 配 備 体 制 と し た 場 合		被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合は、各部長は各部毎に配備体制を強化するとともに、直ちに本部長に報告する。									
本部長が、各部長から配備体制強化の報告を受けた場合		災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は、防災指令を強化発令し、応急活動に万全を期する。									
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
広域的な避難の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当											
・市は、県内の他の市町村への避難が必要と判断した時は、避難について、受入先となる市町村と、直接協議する。県外への避難が必要と判断したときは、県に対して他の都道府県と協議するように求める。 ・また、県から、他市町村、他県からの避難者の受入を要請された場合、広域一時避難所を設置し、食料、飲料水等の提供など必要な支援を行う。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
自衛隊への派遣要請		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、衛生環境班（環境対策課）、消防部									
「第 2 部 第 1 章 第 4 節 3 自衛隊の応援要請」に準じる。											

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
広域的な応援要請	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、衛生環境班（環境対策課）、消防部									
(1) 県への応援の要求 「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。 (2) 他市町への応援要求（要請） 「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。 (3) 職員の派遣要請 「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。 (4) 指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要請 「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。 (5) 応援の受入れ体制 「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
ヘリコプター支援要請計画	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										
(1) 高知県消防防災航空隊ヘリコプター支援の原則 「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。 (2) 支援要請方法 「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。 (3) 連絡系統 「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。 (4) 要請に際し連絡すべき事項 「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。 (5) 高知県消防防災航空隊ヘリコプター支援の原則 「第 2 部 第 1 章 第 4 節 2 広域的な応援要請」に準じる。										

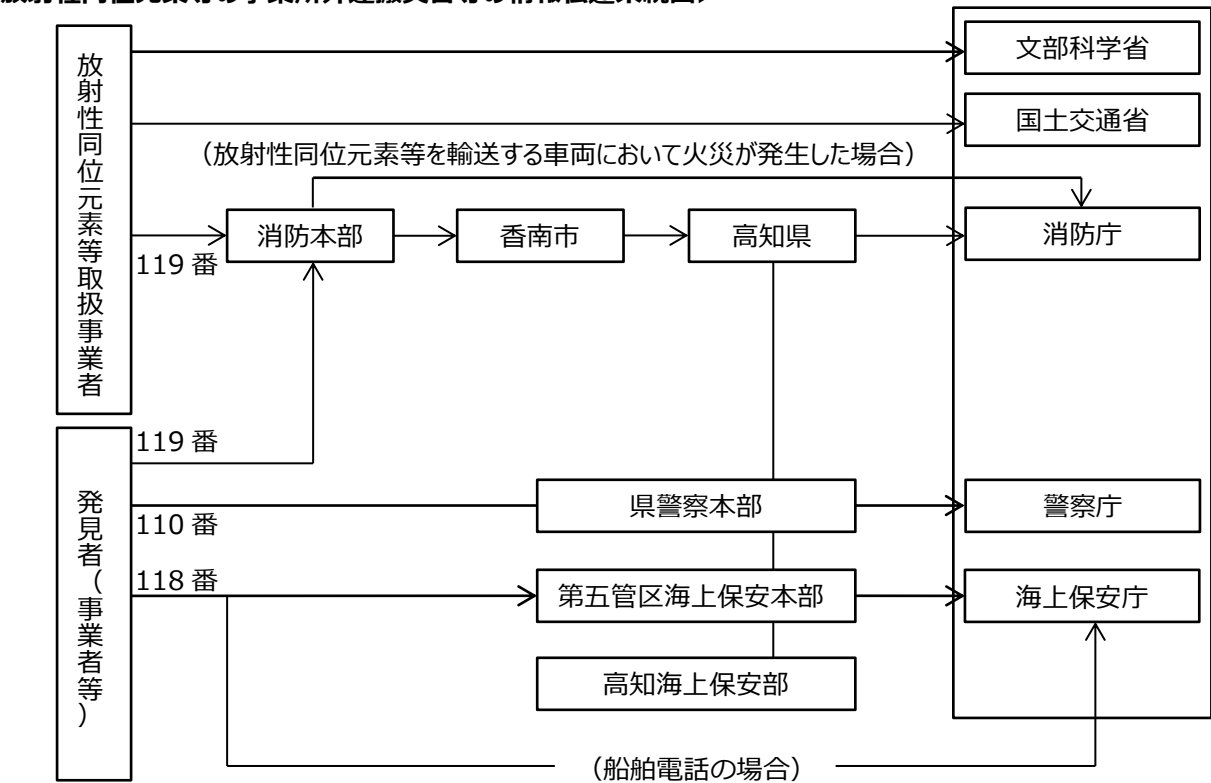
2 情報の収集・伝達

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									
核燃料物質等の事業所外運搬の場合	市は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県および消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。 ①核燃料物質を輸送する車両において、火災の発生した場合（発生するおそれがあるものを含む。）および核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防本部に通報があった場合。 ②原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部にあった場合。									
放射性同位元素等の事業所外運搬の場合	市は、放射線同位元素等を輸送する車両において、火災の発生した場合（発生するおそれがあるものを含む。）を覚知した場合には、第一報を県および消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。									

＜核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等の情報伝達系統図＞



＜放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の情報伝達系統図＞

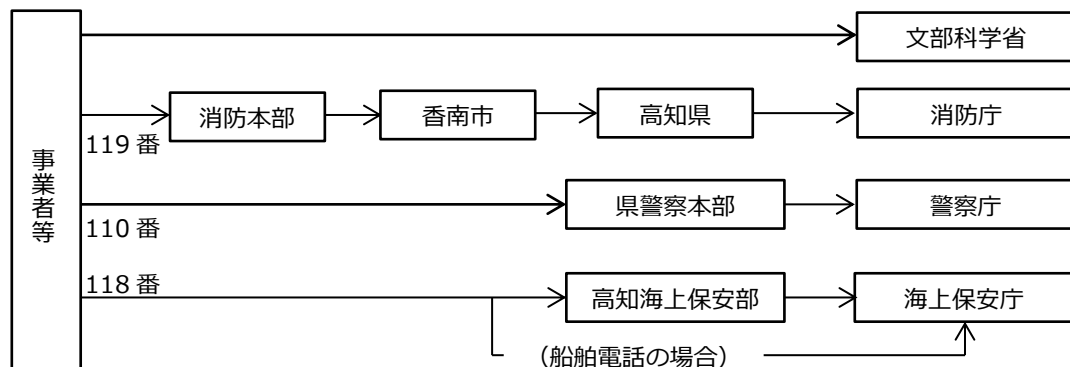


□：放射性物質輸送事故対策会議

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
核燃料物質等および放射性同位元素取扱 事業所災害等の第一報の情報伝達	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									
「事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達」に準じて対応するものとする（ただし、国土交通省への通報は要しない）。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
不法廃棄等事案発生時の情報伝達	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									

＜放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の情報伝達系統図＞に準じて対応するものとする。

＜不法廃棄等事案発生時の情報伝達系統図＞



業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5														
災害情報等の収集・報告等		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m														
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）																							
(1) 収集の方法 市は、対象原子力災害等の状況およびこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という）を収集するものとする。 (2) 報告基準 市は、以下の種類の対象原子力災害等が発生したときは、県に災害情報等を報告するものとする。 <table><tr><td>1</td><td>災害対策本部を設置したもの。</td></tr><tr><td>2</td><td>対象原子力災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの。</td></tr><tr><td>3</td><td>対象原子力災害等の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度のもの。</td></tr><tr><td>4</td><td>1に定める災害になるおそれのある対象原子力災害等など。</td></tr></table> (3) 報告系統 市は、県に災害情報を報告するものとする。 市は、通信の不通等により県に報告できない場合および緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報を報告するものとする。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告するものとする。 (4) 災害情報の収集・伝達手段 <table><tr><td>市</td><td>①対象原子力災害等の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力するものとする。 ②あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力するものとする。 ③必要に応じて有線もしくは無線電話またはFAXなども活用するものとする。</td></tr><tr><td>有線が途絶した場合</td><td>高知県防災行政無線（衛星系・地上系）を利用するものとする。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保するものとする。</td></tr><tr><td>全ての通信施設が不通の場合</td><td>通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するものとする。</td></tr></table>												1	災害対策本部を設置したもの。	2	対象原子力災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの。	3	対象原子力災害等の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度のもの。	4	1に定める災害になるおそれのある対象原子力災害等など。	市	①対象原子力災害等の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力するものとする。 ②あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力するものとする。 ③必要に応じて有線もしくは無線電話またはFAXなども活用するものとする。	有線が途絶した場合	高知県防災行政無線（衛星系・地上系）を利用するものとする。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保するものとする。	全ての通信施設が不通の場合	通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するものとする。
1	災害対策本部を設置したもの。																								
2	対象原子力災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの。																								
3	対象原子力災害等の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度のもの。																								
4	1に定める災害になるおそれのある対象原子力災害等など。																								
市	①対象原子力災害等の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力するものとする。 ②あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力するものとする。 ③必要に応じて有線もしくは無線電話またはFAXなども活用するものとする。																								
有線が途絶した場合	高知県防災行政無線（衛星系・地上系）を利用するものとする。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保するものとする。																								
全ての通信施設が不通の場合	通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するものとする。																								

(5) 報告内容

緊急報告	①市は、事務所の周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により、県（災害対策本部が設置されている場合は災害対策本部）へ衛星電話、FAX等最も迅速な方法で通報するものとする。また、防災端末設置機関は、原則として防災端末により報告するものとする。 ②市は、多くの死傷者が発生する等消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地域本部経由）それぞれに対し報告するものとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告するものとする。 <pre> graph LR A[ライフライン関係機関 高知県消防防災ヘリ] --> D[県（災害対策本部）] B[香南市] --> D C[香南市消防本部 (通報殺到時)] --> D D --> E[消防庁] E --> F[内閣府（内閣総理大臣）] F --> G[中央防災会議] </pre>
災害概況速報	市は、報告すべき対象原子力災害等を覚知したとき直ちに第一報を県災害対策本部に報告し、対象原子力災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的信息も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県災害対策本部へ連絡することとする。特に、対象原子力災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県災害対策本部へ報告することとする。 香南市【災害概況即報〔香南市→県災害対策本部〕】 <pre> graph TD A[香南市【災害概況即報〔香南市→県災害対策本部〕】] --> B[県（災害対策本部）【災害概況即報（県→消防庁）】] B -- "(県連絡不能の場合)" --> C[消防庁] C --> D[内閣府（内閣総理大臣）] D --> E[中央防災会議] </pre>
被害状況即報	市は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により県災害対策本部に報告するものとする。県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告するものとする。 香南市【被害状況即報〔香南市→県災害対策本部〕】 <pre> graph TD A[香南市【被害状況即報〔香南市→県災害対策本部〕】] --> B[県（災害対策本部）【災害概況即報（県→消防庁）】] B -- "(県連絡不能の場合)" --> C[消防庁] C --> D[内閣府（内閣総理大臣）] D --> E[中央防災会議] </pre>
災害確定報告	市は、応急措置完了後速やかに県災害対策本部に文書で災害確定報告を行うこととする。 香南市【被害状況即報〔香南市→県災害対策本部〕】 <pre> graph TD A[香南市【被害状況即報〔香南市→県災害対策本部〕】] -- "(文書)" --> B[県（災害対策本部）【災害概況即報（県→消防庁）】] B -- "(文書)" --> C[消防庁] C -- "(文書)" --> D[内閣総理大臣] </pre>

〔 〕は様式、―は高知県総合防災情報システムの情報経路を表す

(6) 応援・支援要請等

市は、大規模な被害により単独に応急活動を実施することが困難となった場合の主な応援・支援要請系統をあらかじめ定めておくものとする。

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
周辺住民への情報伝達活動	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課） 広報班（総務課）									
市、県等の防災関係機関および施設設置者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物等の安全性の確認状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。 - なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。 - 情報伝達に当たっては、放送事業者等、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、インターネット等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
住民等からの問い合わせに対する対応	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、広報班（総務課）									
市、県等の防災関係機関および施設設置者は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。 - また、住民のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。										
業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
健康相談および医療の判断	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、保健医療班（健康対策課）									
- 市は、必要に応じて、市内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与および健康相談等を実施する。 - 市は、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。 - また、市は、必要に応じて、市民に対する健康相談を実施する。										

3 災害応急活動の実施

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
安定ヨウ素剤の配布		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当											
・市は、必要に応じて、県と協力し、市民へ安定ヨウ素剤を配布し、服用の指示を行う。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
緊急時モニタリング等について		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									
・核燃料物質等の事業所外運搬災害等の場合および放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の場合に、事故等の通報を受けて出動して放射線量の測定を実施したときは、その結果を県、市に連絡するものとする。 ・また、国が公表している空間放射線量率のデータを監視し、市内への影響を調査する。 ・県が実施するモニタリング・放射能濃度測定作業が円滑に行われるよう協力する。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
防災業務関係者の安全確保		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									
・被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準又は指標に基づき行うものとする。 ・市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保を図り、国の指示のもと、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行う。 ・防災業務関係者が被ばくの可能性がある環境下で活動する場合、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
災害情報等の提供と相談活動の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、広報班（総務課）、消防部（消防本部）									
災害広報の実施	①放射性物質事故災害が発生した場合 災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、各機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。 この場合、市は、被害状況、応急対策の実施状況、市民のとりべき措置等について積極的に広報するものとする。 ②広報の方法 記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。										
各種相談の実施	市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談または要望事項を聴取し、その解決を図るものとする。										

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
避難対策の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									
1	市は、国からの指示があった場合、または危険情報を把握した場合には、住民等の屋内退避等を実施する。										
2	市は、国からの指示があった場合、または危険情報を把握した場合には、OIL※（Operation Intervention Level）の基準に基づき、住民の避難・一時移転を実施する。										
3	市は、避難、一時移転が必要となった場合は、国、県、専門機関、事業者と連携し、避難退域時検査を実施する。										
4	市は、原子力規制委員会等の協力、支援の下、住民等が OIL に基づき特定された区域等から避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を行うものとする。										
※OIL：環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。 その他の場合にあっては、市長は、事業者等が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、被害予想地区の市民に対し、指示の内容、伝達方法、警戒区域の設定、避難誘導、避難所の開設・運営、屋内退避等の区分に応じた措置をとるものとする。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
救急・救助対策の実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									
現場における負傷者等の救出等		【救出担当機関】 ①救出に当たってモニタリングを行うなど職員の十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行うものとする。 ②災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたるものとする。なお、救出にあたっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図るものとする。									
		【搬送担当機関】 ①直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送にあたるものとする。なお、搬送に当たっては、放射能測定等により負傷者の状態把握に努めるとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行うものとする。 ②放射線に被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）等を搬送する場合は、以下の事項に留意するものとする。 ○職員の二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を着装する。 ○機材等の二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。 ○過度の被ばくまたは汚染を受けたと判断される負傷者の搬送に当たっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。									
医療関係者の出動要請ならびに搬送中の救急措置		市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、または事業者等から要請があり、必要と認めたときは緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させるものとする。なお、その際には放射線管理の専門家が同行または合流するものとする。									

業務内容	第1			第2		第3		第4		第5
消火活動の実施	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）									
放射性物質の輸送中の事故に伴う火災に対する消火活動	【消防本部の措置】 ①消火に当たっては輸送責任者等関係機関との連携を図るとともに、現場における情報収集活動を行うものとする。 ②国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。 ③消防活動の実施に当たっては、防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被曝測定用具の所持等により消防隊員の汚染または被ばくを最小限にとどめるよう配慮するものとする。また、必要に応じ、汚染検査と除染を行うものとする。									
放射性同位元素取扱事業所の火災に対する消火活動	【消防本部の措置】 ①放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、消防活動の実施に当たっては事業者の協力を求めるとともに、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意するものとする。 ○火災が放射線施設等に係るものか否か、または放射線施設等への延焼危険の有無 ○放射性同位元素の拡散危険の有無 ○要救助者の有無 ○放射線量 ②消防警戒区域を設定するに当たっては、風向や放射線レベルに関する施設側の意見を考慮の上、一般の警戒区域より広く設定するものとする。 ③消防隊員の安全管理および汚染の拡大防止を図るため、施設管理者に対して概ね 1mSv/hr 以上の放射線が検出された範囲を基準として、放射線危険区域の設定を求めるものとする。 ④危険区域への進入に当たっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、放射線測定器等の個人被ばく測定用具を所持するものとする。危険区域から退出する前に、必ず汚染検査を行うことを原則とし、その結果必要があれば除染を行うものとする。									

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
飲料水・食品等の放射性物質濃度の測定	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当	本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、上下水道部（上下水道課）									
・市および水道事業者等は、国からの指示等により、放射性物質の濃度測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力することとする										

業務内容	第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
食品・飲料水の検査と摂取制限	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当										

・市は、国および県から指示があった時、または放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断する時は、汚染飲料・飲食物の摂取制限などの措置を行う。

・市は、国および県から指示があった時は、農林畜水産物の生産者、出荷機関等に、汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置も行う。

・また、万一市民の備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、「第 2 部 第 2 章 第 7 節 食料、飲料水および生活必需品の調達、供給活動」に基づき、関係住民への応急措置を講じるものとする。

(1) 飲食物摂取制限に関する指標

市および県は、放射性物質等による汚染状況の調査の結果等により、次表の＜飲食物摂取制限に関する指標＞を超え、または超えるおそれがあると認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置および汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

＜飲食物摂取制限に関する指標＞

対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I -131)	放射性セシウム
飲料水、牛乳・乳製品	3 ×10 ² ベクレル/キログラム以上	2 ×10 ² ベクレル/キログラム以上
野菜類（根菜、芋類除く）	2 ×10 ³ ベクレル/キログラム以上	—
野菜類、穀類、肉・卵・魚 その他	—	5 ×10 ² ベクレル/キログラム以上

出典：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(2) 農林畜水産物摂取及出荷制限

市および県は、農林畜水産物の生産者、出荷機関および市場の責任者等に汚染農林畜水産物の摂取禁止、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

第4節 災害復旧計画

業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
環境放射線モニタリングの実施		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、衛生環境班（環境対策課）									
・市は、所在県における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。											
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
風評被害等の影響軽減		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、衛生環境班（環境対策課・農林課・商工水産課）									
・市は、県等と連携し原子力被害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、必要に応じて以下のような行動を行う。											
1	農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること										
2	被ばく患者の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表する。										
3	市内における農林畜水産業、商工業、観光業等および地域経済への影響を把握すること										
4	市産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること										
5	原子力被害による風評被害等の影響を軽減するために、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。										
業務内容		第 1			第 2		第 3		第 4		第 5
放射性物質による汚染の除去等		1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h	1w	2w	1m
担当		本部班（防災対策課）、消防部（消防本部）、衛生環境班（環境対策課）									
・市は、市内においても放射性物質の除染の必要があると認める場合は、国、所在県、県および発電事業者 その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去および除染作業を行う。											
事業所外運搬災害等 および放射性物質取扱 事業所災害等の場合		①市は、事業者による速やかに汚染物質の除去および除染が行われるよう汚染物質の一時保管場の提供等の必要な協力に努めるものとする。 ②市は、国の専門家等の助言をふまえ、事業者による除去および除染作業の確認を行うものとする。									
不法廃棄等事案の場合		①放射性物質が発見された場所の管理者（以下「管理者」という）は、国、県、市その他関係機関と緊密に連携し標識テープ（立入禁止）等により、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるものとする。 ②管理者は、当該放射性物質の除去等を行うものとする。この際、国、県、市、その他の関係機関は、必要な協力を行うものとする。									

第3編 公助編
第4部 大規模事故災害対策計画
第9章 原子力事故災害